

日本プロフェッショナル野球協約 2007

第1章 総則

発効 1951. 6. 21

改正 1971. 10. 8、1980. 3. 31

第1条 (組織および協約の当事者) セントラル野球連盟およびその構成球団とバシフィック野球連盟およびその構成球団(以下それぞれの連盟および球団を単に「連盟」および「球団」という)は、以下に記す協約を締結し、かつ日本プロフェッショナル野球組織を構成する。

[1980. 3. 31改正]

第2条 (協約の名称) この協約を日本プロフェッショナル野球協約という。

第3条 (協約の目的) この協約の目的は次の通りである。この組織を構成する団体および個人は不断の努力を通じてこの目的達成を目指すものとする。

(1) わが国の野球を不朽の国技にし、野球が社会の文化的公共財となるよう努めることによって、野球の権威および技術にたいする国民の信頼を確保する。

[2002. 7. 9改正]

(2) わが国におけるプロフェッショナル野球を飛躍的に発展させ、もって世界選手権を争う。

(3) この組織に属する団体および個人の利益を保護助長する。

第4条 (組織の機関) この組織の機関として、コミッショナー、コミッショナー事務局、各連盟会長および連盟事務局をおく。

[1980. 3. 31改正]

*第2章コミッショナー、第5章コミッショナー事務局

第2章 コミッショナー

発効 1951. 6. 21

改正 1954. 4. 7、1955. 1. 24、1956. 6. 7、8

1963. 7. 24、1966. 1. 26、1971. 10. 8

第5条 (選任) コミッショナーは、実行委員会が選任する。

*第17条(審議事項)(1)

第6条 (任期および身分) コミッショナーの任期を3年とし、再任を妨げない。

コミッショナーは本人の申し出によるほか、その意に反して任期中に解任されない。

第7条 (職務の代行) コミッショナーが、病気その他の事故により、職務を行ない得ないとき、あるいは死亡または退任し、その後任者が決定されないときは、実行委員会が代行機関を設置する。

*第17条(審議事項)(2)

第8条 (職権) (1) コミッショナーは、日本プロフェッショナル野球組織を代表し、これを管理統制する。

- (2) コミッショナーが下す指令、裁定、裁決ならびに制裁は、最終決定であって、この組織に属するすべての団体と個人を拘束する。
- (3) コミッショナーは、必要ある場合協約の定める会議の招集を命じることができる。
- (4) コミッショナーは、3人以内の顧問および2人以内の補佐役を置くことができる。
- (5) コミッショナーは、社団法人日本野球機構の会長となる。
- (6) コミッショナーは、日本選手権シリーズ試合およびオールスター試合を管理し、社団法人日本野球機構に主催させる。

第9条 (指令、裁定および裁決) (1) 指令 コミッショナーは、野球最高の利益を確保するために、この組織に属する団体あるいは個人に指令を発することができる。

- (2) 裁定 コミッショナーは、この組織に属する団体または個人間の紛争につき事情を聴取し裁定する。

＊第20章提訴

- (3) 裁決および制裁 コミッショナーは、この組織に属する団体または個人がこの協約に規定する制限または禁止条項に違反した場合、事実の認定をして裁決し、制裁を科する。

裁決によって科す制裁は、団体にかんしては参加資格、保護地域、選手契約の保有、あるいは試合参加にかんする諸権利の剥奪または停止あるいは制裁金とし、個人にかんしては永久あるいは期限つき失格処分または職務停止、野球活動停止、制裁金あるいは戒告処分とし、これらの制裁を併科することができる。

コミッショナーが制裁を科す場合、あらかじめ実行委員会に諮問して参考意見を求めることができる。

なお、コミッショナーは事実の認定に際し、事実関係者に事件にかんする弁明を陳述する機会を与えなければならない。

＊第6章参加資格、第7章地域権、第8章選手契約、第9章保留選手

- (4) 公表 コミッショナーが制裁を科す場合、事実の認定ならびに裁決理由を公表しなければならない。

- (5) 実行の責任 コミッショナーが下す指令、裁定、裁決ならびに制裁について、関係連盟会長および関係球団代表役員が実行の責任を負う。

第10条 (対外措置) この協約の当事者以外の団体または個人の行為が、野球に有害であると認めた場合、コミッショナーは必要に応じ、国家機関にたいし、適当な措置を請求し、あるいは防止のための立法措置を請願しなければならない。

第11条 (規定の解釈) この協約ならびにこれに附随する諸規程、手続き等にかんし、当事者間に解釈上疑義が生じた場合、コミッショナーが最終判断する。

第12条 (経理) コミッショナーの経費を含む日本プロフェッショナル野球組織の経費は、社団法人日本野球機構が負担する。

第3章 実行委員会

発効 1951. 6. 21

改正 1956. 6. 7、8、1963. 2. 16、1963. 7. 24
1965. 12. 22、1966. 1. 26、1971. 10. 8
1975. 3. 25、1980. 3. 31、1985. 1. 25
2002. 7. 9、2002. 10. 9

第13条（構成） 実行委員会はこの組織に属する連盟会長各1名と、それぞれの連盟を構成する球団を代表する球団役員各1名を委員として構成する。[1975. 3. 25第2項削除]
[実行委員会の構成に関する実行委議決事項] 実行委員会に球団を代表して出席する者は、球団役員に限り、委員を含め1球団2名以内とする。委員以外の出席者は、意見を述べることはできるが、議決権を有しないこととする。[1982. 3. 19実行委議決、7. 24オーナー会議承認]

*第19条（特別委員会）

第14条（定足数） 実行委員会は委員総数の4分の3をもって定足数とする。
球団代表委員が出席できない場合、委任状をもつその球団役員の代理出席を認める。
ただし、前項の代理出席者数は、委員総数の4分の1を超えてはならない。

第15条（議長と議決） 実行委員会の議長は、両連盟会長が毎年交互に就任する。
議長事故あるときは、他の連盟会長が臨時に議長をつとめる。
議長は、委員としてのみ表決に加わる。
コミッショナーおよび各委員は議題を提案することができる。
議案の議決は出席委員数の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、第17条（審議事項）における審議事項中第1号、第2号、第3号および第4号に記載されている事項、ならびに第5号のうち重要な事項については、出席委員数の4分の3以上の賛成を必要とするものとする。
議長は実行委員会の議決事項を3日以内にコミッショナーに通告しなければならない。
コミッショナーおよびコミッショナー顧問は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。
ただし、表決に加わらない。

[1980. 3. 31、1985. 1. 25、2002. 7. 9改正]

第16条（招集） 議長は必要と認めたとき、実行委員会を随時招集することができる。なお議題を事前に全委員に通知しなければならない。
また議長は、コミッショナーまたは過半数の委員の要求があった場合、実行委員会を招集しなければならない。

第17条（審議事項） 実行委員会において審議すべき事項は左の通りとする。

(1) コミッショナーの選任。

*第5条（選任）

(2) コミッショナー代行機関の設置。

*第7条（職務の代行）

(3) 地域権の設定または変更、および球団呼称、専用球場の変更。

*第38条（保護地域）、第43条（地域変更の時期）

[2002. 10. 9追加]

(4) この組織の参加資格の取得、変更、停止または喪失にかんする事項。ただし、コミッショナーまたは連盟会長が行なう参加資格にかんする制裁処分はこの限りではない。

[2002. 7. 9改正]

*第6章参加資格

- (5) 野球協約、これに附随する諸規程および選手統一様式契約書条項の追加、変更ならびに廃止にかんする事項。
- (6) 野球その他の体育団体または社会事業にたいするこの組織の協力にかんする事項。
- (7) 日本選手権シリーズ試合、オールスター試合または慈善のため行なわれる試合にかんする事項。
- (8) 両連盟の年度連盟選手権試合にかんする事項。

*第41条（ホーム・ゲームの最低限）、第155条（年度連盟選手権試合シーズン）

第156条（試合日程の作成）、第157条（日程の重大な変更）

第162条（異なる組合せ）

- (9) 日本国内で行なわれる外国チームとの試合にかんする事項。
- (10) 日本国内で行なわれる外国のプロ野球チーム同士の試合にかんする事項。

[1980. 3. 31本号追加]

- (11) 両連盟の年度連盟選手権試合に用いられる諸規則にかんする事項。
- (12) その他、コミッショナーが必要と認めた事項。

第1号、第2号、第3号および第4号に記載されている事項、ならびに第5号および第12号のうち重要な事項については、オーナー会議の承認を得なければならない。

[2002. 7. 9改正]

第18条（専門委員会） 実行委員会は、必要に応じ専門委員会を設置し、各種事項を審議させることができる。

専門委員会の委員は実行委員会が委嘱する。

第19条（特別委員会） 実行委員会の審議事項中、選手契約に関係ある事項については特別委員会の議決を経て、これを実行委員会に上程する。

特別委員会は両連盟会長、両連盟の球団代表委員各2名および両連盟の選手代表委員各2名計10名をもって構成する。

特別委員会は、実行委員会議長が議長となり、議長が必要と認めたとき随時招集される。

特別委員会は委員総数の4分の3をもって定足数とし、委員は球団代表委員の場合は所属する連盟の他の球団代表、選手代表委員の場合は所属する連盟の他の選手代表委員の代理出席を認める。

議案の可決は出席委員数の4分の3以上の賛成を必要とし、議長は委員としてのみ表決に加わる。

[1975. 3. 25本条追加]

*第13条（構成）

第4章 オーナー会議

発効 1965. 12. 22

改正 1971. 10. 8、1972. 12. 18 (全条)、1980. 3. 31

1980. 7. 28、2004. 8. 30

第20条 (オーナーの定義) この協約においてオーナーとは、球団の役員であって、当該球団からそのオーナーとして所属連盟会長およびコミッショナーに届け出でられた者をいう。

[2002. 7. 9改正]

第21条 (オーナー会議) オーナーは、オーナー会議を組織し、この協約第17条の定めるところによりオーナー会議の承認を必要とする事項を審議決定する。

コミッショナー、コミッショナー顧問および連盟会長は、オーナー会議に出席して意見を述べることができる。

*第17条(審議事項)後段

第22条 (職務代行者、臨時代理人) 各球団は、オーナーに事故がある場合に、その職務を代行すべき者(以下オーナー代行者という)を定めてあらかじめコミッショナー事務局に届出ることができる。オーナー代行者は、オーナー会議にかんしてはオーナーと同一の権限を有するものとする。

オーナーおよび代行者に事故があるときは、臨時に代理人を選任してオーナー会議に出席させることができる。臨時代理人は、その都度委任状を提出しなければならない。

第22条の2 (定足数および議決) オーナー会議は、オーナー総数の4分の3をもって定足数とする。ただし臨時代理人による出席数がオーナー総数の4分の1を超えてはならない。

オーナー会議の議決は、出席全員の4分の3以上の同意を必要とする。

[1980. 3. 31、1980. 7. 28改正]

第22条の3 (議長) オーナー会議にオーナーの互選により議長1名をおき、所属の連盟交互に年次に交代する。

議長は、オーナー会議を招集し、その議事を整理する。議長に事故があるときは、議長の指名したオーナーがその職務を行なう。

前2項の規定にかかわらず、議長がその会議の目的たる事項により職務を執ることが不適当と思量するときは、会議の期日ごとに、当該事項に関する議事の整理をコミッショナーに委任することができる。

[2004. 8. 30改正]

第22条の4 (会議の招集) オーナー会議は議長が必要と認めた場合および実行委員会議長が要請した場合に招集する。

オーナー会議は、緊急やむをえない場合を除き、会日の3週間前までに会議の目的たる事項を明示して招集しなければならない。

オーナー会議は、あらかじめ通知された事項でなければ議決をすることができない。ただし臨時緊急を要する事項であって、全員の同意がある場合は、この限りでない。

第5章 コミッショナー事務局

発効 1951. 6. 21

改正 1956. 6. 7、8、1963. 7. 24、1966. 1. 26

1971. 10. 8

第23条（構成） この組織にコミッショナー事務局を設置する。

コミッショナー事務局に事務局長と職員を置く。

事務局長は実行委員会の賛成を得てコミッショナーが任免する。

第24条（職務） コミッショナー事務局は次の事務をつかさどる。

（1）コミッショナーに関する庶務事項。

（2）実行委員会の事務、および両連盟の管理に属さない日本プロフェッショナル野球組織のすべての庶務事項。

第25条（制約） コミッショナー事務局長ならびに職員は、球団または球団に属する個人から事務上の指示を受けてはならない。

第26条（出納責任） コミッショナー事務局長は、その所管に属する資金の保管出納の責任を負う。

第6章 参加資格

発効 1971. 10. 8

改正 1973. 11. 14、1980. 2. 13、1980. 3. 31

1991. 7. 15、2000. 7. 17、2002. 7. 9

2004. 10. 26

第27条（発行済み資本の総額） この組織に参加する球団は、発行済み資本総額1億円以上の、日本国国法による株式会社でなければならない。ただし、1980年1月1日現在の既存球団は、この資金にかんする制限から除外される。

[1980. 2. 13改正]

第28条（株主構成の届出と日本人以外の特株） この組織に所属する球団は、毎年4月1日までに、その年の2月1日現在の自球団の発行済み株式数、および株主すべての名称、住所、所有株式の割合をコミッショナーに届けなければならない。株主に変更があった場合は、その都度届け出るものとする。ただし球団役職員が自球団の株主の場合は所有割合にかかわらず届け出るものとする。

この協約により要求される発行済み資本の総額の内、日本に国籍を有しないものの特株総計は資本総額の49パーセントを超えてはならない。

[2002. 7. 9改正]

第29条（専用球場） この組織に参加する球団は、年度連盟選手権試合、日本選手権シリーズ試合、およびオールスター試合を行なうための専用球場を保有しなければならない。

第30条（球場使用） 所属連盟会長は前条による球場使用につき満足が得られない場合、実行委員会へ、その球団の参加資格の喪失の決定を要求することができる。

*第17条（審議事項）（4）

第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更） 新たにこの組織の参加資格を取得しようとする球団は、その球団が参加しようとする年度連盟選手権試合の行なわれる年の前年の11月30日までに実行委員会およびオーナー会議の承認を得なければならない。すでにこの組織に参加している球団が左記の各号のいずれかに該当するときも同様とする。ただし特別の事情がある場合は、実行委員会はこの期限を延長することができる。

- （1） 売買、贈与、営業譲渡、合併等その形式を問わず、球団が有する参加資格を他に譲渡しようとするとき。
- （2） 球団の株主または新たに球団の株主となろうとする者が、逐次的に取得する場合および間接的に取得する場合を含め、球団の発行済み株式総数の49パーセントを超えて株式を所有しようとするとき。
- （3） 球団の発行済み株式総数に対する所有比率に関わらず、球団の筆頭株主を変更しようとするとき。
- （4） その他、球団呼称の変更の有無および株式所有名義の如何を問わず、その球団の実際上の保有者を変更しようとするとき。

[1973. 11. 14、1980. 3. 31、2000. 7. 17、2002. 7. 9改正および追加]

*第17条（審議事項）（4）

第32条（審査） この組織に所属する球団は、その参加資格に変更が生じ、第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更）にしたがい、実行委員会およびオーナー会議にその申請がなされたときは、実行委員会およびオーナー会議は厳正に審議し、承認または承認拒絶の決定をするものとする。この場合、実行委員会およびオーナー会議は申請を行なったものに対し、審議に必要な情報の提供、および聴聞への出頭を求めることができる。

[1973. 11. 14、2002. 7. 9改正]

*第17条（審議事項）（4）

第33条（合併） この組織に参加する球団が他の球団と合併するときは、あらかじめ実行委員会およびオーナー会議の承認を得なければならない。この場合、合併される球団に属する選手にかんしては、必要により第57条（連盟の応急措置）および第57条の2（選手の救済措置）の条項が準用される。

[1973. 11. 14、2002. 7. 9改正]

*第17条（審議事項）（4）

第34条（破産） ある球団が裁判所によって破産の宣告を受けた場合、実行委員会の決定をまたぎただちにその球団は参加資格を喪失する。

*第17条（審議事項）（4）

第35条（審査の手続き） 実行委員会およびオーナー会議は、球団から第31条による承認の申請のあった事項にかんし、申請を受理した日から30日以内に申請事項にたいする決定を球団に通達しなければならない。

球団はこの通達を受けた後でなければその申請事項を行なうことはできない。

[1973. 11. 14、2002. 7. 9改正]

第36条（申請の怠慢） 球団が第31条（新たな参加資格の取得、または譲渡、球団保有者の変更）、第32条（審査）、第33条（合併）の規定に違反しその申請を怠ったと判断される時、またはある球団がこの組織から脱退する恐れありと判断される時は、実行委員会はその議決により参加資格その他球団の諸権利にかんする処分または第57条（連盟の応急措置）、第57条の2（選手の救済措置）の発動をコミッショナーに申請することができる。

[1973. 11. 14、2002. 7. 9改正]

第36条の2（連盟の保有） この組織に属する連盟の構成球団は参加資格を喪失した場合、決定の通告を送達した日から、地域権および選手契約権ならびにその保留権を喪失する。なおこれらの権利は応急措置としてその球団が所属した連盟が保有し、第57条（連盟の応急措置）および第57条の2（選手の救済措置）の条項を準用する。

[2002. 7. 9改正]

第36条の3（資格喪失の異議） 実行委員会から参加資格喪失の決定を通告された球団は、この決定を送達された日から15日以内にコミッショナーへこの決定にたいする異議の申し立てを行なうことができる。

第36条の4（新参加球団） 新たにこの組織の参加資格を取得する連盟または球団は、野球協約および既に存在する連盟とその構成球団を一方の当事者とし、コミッショナーを他の一方の当事者として契約されたすべての約定事項を承認し、または継承し、かつこれを遵守しなければならない。

第36条の5（新参加球団よりの預り保証金） 新たにこの組織の参加資格を取得した球団は、第31条に定める参加承認の日の翌日から30日以内に預り保証金として金25億円を日本野球機構に納入しなければならない。

2. 前項の預り保証金を期日までに納入しなかった場合には、第31条の承認は取り消されるものとする。

3. 第1項の預り保証金は、参加資格を取得した球団が10年（1年とは、「毎年2月1日から11月30日までの稼働期間」をいう。以下同じ。）間、参加資格を保有した場合には、日本野球機構の規定の定めるところにより納入した球団に返還し、10年未滿で参加資格を失いまたは他に売買、贈与、営業譲渡、合併その他形式を問わず他に譲渡し、もしくは、球団の株式の過半数を有する株主または過半数に達していなくても事実上支配権を有するとみなされる株主が当該球団の経営権を他に譲り渡したときは、これを日本野球機構の規定の定めるところにより選手等救済基金勘定に振り替えて、第57条の連盟が保有する期間における当該球団の選手、監督、コーチならびにその他必要な職員の参稼報酬、手当および給料等の支払等の救済（以下「選手等の救済」という。）に充当する。ただし、この場合において右選手等の救済に充当して残額が生じたときまたは選手等救済の必要の生じなかったときには、日本野球機構の規定の定めるところにより、その球団の保有年数、この間の貢献、資格喪失又は譲渡等の事情等を勘案してその一部を当該球団に返還することができる。

4. 第1項の預り保証金を納入した球団は、その返還請求権を他に譲渡し、質入し、担保に供

し、または差押さえの目的とする等の一切の処分をしてはならない。

[1991. 7. 15本条追加、2002. 7. 9、2004. 10. 26改正]

第36条の6（既存球団の譲り受け又は実際上の球団保有者の変更に伴う預り保証金） この組織に加盟している球団を売買、贈与、営業譲渡、合併等その形式を問わず譲り受け、または球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していなくても事実上支配権を有するとみなされる株主から経営権を譲り受けた法人あるいは個人は、第31条の承認を受けた日の翌日から30日以内に金25億円の預り保証金を日本野球機構に納入しなければならない。ただし、次の場合、納入を免除される。

(1) 三親等内での変更

(2) 法定相続人、遺言で指定された受取人への変更

2. 前項の場合において、事実上経営権に変更がないと認められる場合その他これに準ずる特別な事情がある場合には、日本野球機構の規定の定めるところにより減額または免除することができる。

3. 前条第3項及び4項の規定は、本条の預り保証金に適用する。

[1991. 7. 15本条追加、2002. 7. 9改正追加、2004. 10. 26改正]

第36条の7（野球振興協力金） 第31条により新たに参加資格取得を承認された球団および球団またはその経営権を継承した法人もしくは個人は、それぞれ同条の承認の日の翌日から30日以内に金4億円の野球振興協力金を日本野球機構に納入しなければならない。この場合において、第36条の6第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

[2004. 10. 26本条追加]

第36条の8（加入手数料） 第31条により新たに参加資格の取得が承認された球団および同条により球団またはその経営権を承継した法人もしくは個人は、それぞれ同条の承認の日の翌日から30日以内に金1億円の加入手数料を日本野球機構に納入しなければならない。この場合において、第36条の6第1項ただし書および同条第2項を準用する。

[2004. 10. 26本条追加]

第36条の9（誓約書） 第31条により新たに参加資格取得を承認された球団および同条により球団またはその経営権の承継が承認された法人もしくは個人は、野球協約の遵守及びこの組織の秩序維持等に関し所定の誓約書を提出しなければならない。

[2004. 10. 26本条追加]

第7章 地域権

発効 1971. 10. 8

改正 1972. 12. 18、1973. 12. 21、1977. 10. 4

1977. 12. 22、1978. 10. 12、1980. 2. 13

1980. 3. 31、1990. 9. 7、1991. 10. 31

1991. 11. 22、1992. 7. 21、1993. 4. 1

1999. 12. 1、2002. 7. 9、2002. 10. 9、

2003. 3. 19、2003. 10. 31、2004. 9. 8、
2004. 11. 2、2004. 12. 20追加、2004. 12. 24、
2005. 1. 28、2005. 2. 14、2005. 12. 19、2006.
12. 4、2007. 1. 23

第37条（野球上の利益保護） この組織に属する球団は、この協約の定めによりそれぞれの地域において野球上のすべての利益を保護され、他の地域権を持つ球団により侵犯されることはない。

第38条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社読売巨人軍 読売ジャイアンツ 東京ドーム 東京都
株式会社ヤクルト球団 東京ヤクルトスワローズ 神宮球場 東京都
株式会社横浜ベイスターズ 横浜ベイスターズ 横浜スタジアム 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 中日ドラゴンズ ナゴヤドーム 愛知県
株式会社阪神タイガース 阪神タイガース 阪神甲子園球場 兵庫県・大阪府

（2005年から2007年まで複保護地域とする）

株式会社広島東洋カープ 広島東洋カープ 広島市民球場 広島県

パシフィック野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社北海道日本ハムファイターズ 北海道日本ハムファイターズ 札幌ドーム 北海道
株式会社楽天野球団 東北楽天ゴールデンイーグルス フルキャストスタジアム宮城 宮城県
株式会社西武ライオンズ 西武ライオンズ グッドウィルドーム 埼玉県
株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉ロッテマリーンズ 千葉マリンスタジアム 千葉県
オリックス野球クラブ株式会社 オリックス・バファローズ 京セラドーム大阪 兵庫県・大阪府

（2005年から2007年まで複保護地域とする）

福岡ソフトバンクホークス株式会社 福岡ソフトバンクホークス 福岡YAHOO!JAPANドーム
福岡県

[1972. 12. 18、1977. 10. 4、1978. 10. 12、1980. 3. 31、
1988. 11. 22、1990. 9. 7、1991. 10. 31、1991. 11. 22、
1992. 7. 21、1993. 4. 1、1999. 12. 1、2002. 7. 9改正、20
02. 10. 9追加、2003. 3. 19、2003. 10. 31、2004. 9. 8、20
04. 11. 2追加、2004. 12. 24、2005. 1. 28、2005. 2. 14、2
005. 12. 19、2006. 12. 4、2007. 1. 23改正]

（1977. 12. 22旧注2注3削除新注2追加、1980. 3. 31注削除）

*第17条（審議事項）（3）

第39条（他球団の保護地域使用） ある球団がこの組織に属する他の球団の保護地域において試合を行ない、または野球に関係する行事を実施するときは、あらかじめその球団の書面に

よる同意を得なければならない。

第40条（侵犯の処分） 前条に違反した球団にたいし、所属連盟会長の要求があった場合、または、球団あるいはこの組織に属する個人が連盟会長を経由して行なう提訴によりコミッショナーは制裁する。

なお、前条に違反した球団は、被害球団の請求にもとづき50万円以上の補償金を支払わなければならない。

[1980. 2. 13改正]

第41条（ホーム・ゲームの最低限） 球団はこの協約により定められる保護地域内の1個の専用球場において、年度連盟選手権試合のホーム・ゲームの50パーセント以上を実施しなければならない。

ただし、実行委員会の承認を得てその数を変更することができる。

*第17条（審議事項）（8）

第42条（保護地域の変更） 保護地域はこれをもつ球団の意思に反して、これを変更しまたは他の保護地域と合併されることはない。ただし、この協約に別に定められた場合はこの限りでない。

第43条（地域変更の時期） 保護地域の変更は、それを実施する年度の前年10月末日までに実行委員会で承認を得なければならない。

*第17条（審議事項）（3）

第44条（放送許可権） 球団はそれぞれ年度連盟選手権試合のホーム・ゲームにつき、ラジオ放送およびテレビジョン放送（再生放送および放送網使用の放送を含む）、有線放送ならびにインターネット・携帯電話等を利用した自動公衆送信（いずれも、海外への、および、海外での放送および送信を含む）を自由に許可する権利をもつ。

[2004. 12. 20改正]

第8章 選手契約

発効 1952. 12. 14

改正 1953. 9. 15、1954. 4. 30、1955. 9. 7

1955. 12. 14、1955. 12. 23、1956. 3. 17

1956. 6. 7、8、1959. 3. 11、1962. 7. 23

1962. 8. 2、1964. 1. 24、1964. 11. 21

1964. 12. 16、1965. 7. 26、1966. 1. 26

1968. 1. 16、1970. 11. 7、1971. 10. 8

1973. 9. 14、1980. 2. 13、1980. 3. 31

1991. 12. 26、1998. 11. 18、2002. 7. 9

2002. 10. 9

第45条（統一契約書） 球団と選手との間に締結される選手契約条項は、統一様式契約書（以下「統一契約書」という）による。

ただし、球団と監督ならびにコーチとの間の契約条項は、これらが選手を兼ねる場合を除き、統一契約書によらない。

第46条（統一契約書の様式） 統一契約書の様式は実行委員会が定める。

＊第17条（審議事項）（5）

第47条（特約条項） 統一契約書の条項は、契約当事者の合意によっても変更することはできない。

ただし、この協約の規定ならびに統一契約書の条項に反しない範囲内で、統一契約書に特約条項を記入することを妨げない。

第48条（違反条項） この協約の規定に違反する特約条項および統一契約書に記入されていない特約条項は無効とする。

[1980. 3. 31改正]

第49条（契約更新） 球団はこの協約の保留条項にもとづいて契約を保留された選手と、その保留期間中に、次年度の選手契約を締結する交渉権をもつ。

第50条（対面契約） 球団と選手が初めて選手契約を締結する場合、球団役員、またはスカウトとしてコミッショナー事務局に登録された球団職員と選手とが、対面して契約しなければならない。

また、選手が未成年者の場合、法定代理人の同意がなければならない。

第51条（公式名称と氏名） 統一契約書に署名する場合、球団の名称およびこれを代表する役員ならびに選手の氏名は、登記上ないし戸籍上記載された通りとする。

ただし、その呼称が慣用され、かつ周知のものについてはこの限りでない。

第52条（支配下選手） 選手契約を締結した球団は、所属連盟会長に統一契約書を提出し、その年度の選手契約の承認を申請しなければならない。

ただし、次年度の選手契約は、その年度の支配下選手についてはその年の12月1日から、またその他の選手についてはその年度の連盟選手権試合終了の翌日から、選手契約の承認を申請することができる。

連盟会長が選手契約を承認したときは、契約承認番号を登録し、その選手がその球団の支配下選手になったことをただちに公示するとともに、コミッショナーへ通告しなければならない。

[1973. 9. 14改正]

第53条（契約の効力） 支配下選手の公示手続きを完了したとき、選手契約の効力が発生する。

また、選手は年度連盟選手権試合およびその他の試合に出場することができる。

第54条（支払い条項違反） 球団が統一契約書に記載された参稼報酬額あるいは公式に支払われるべき金額を間違え、あるいは履行を怠り、しかも選手がその履行の催告を発した日から15日を経過しても履行しない場合、選手は選手契約を解約通知書によって無条件解除することができる。

＊第58条（自由契約選手）

第55条（試合不能） 球団が正当な理由なくして所属チームを年度連盟選手権試合に連続6試合以上出場させることができなかつた場合、その球団所属選手は、選手契約を解約通知書に

よって無条件解除することができる。

*第58条（自由契約選手）

第56条（詐害行為） 前2条による事故が、その球団所属選手、またはこれと通謀する第三者の企図によって発生した旨を、証拠を添付して、球団から所属連盟会長へ申し出た場合、連盟会長は、前2条の規定にかかわらずそれぞれの猶予期間を延長して事態を調査し、決定を下さなければならない。

第57条（連盟の応急措置） ある球団の事情により、その球団の選手、監督、コーチの全員が、この協約の拘束力の外におかれるおそれがある場合、この組織の秩序維持のため、応急措置として所属連盟がこれ等の選手、監督ならびにコーチの全員を一時保有することができる。このような事態が年度連盟選手権試合シーズン中に発生した場合には、シーズン終了の日から、またシーズン終了後に発生した場合には発生の日から30日間を超えて、前項の措置を継続してはならない。連盟が保有する期間における選手、監督、コーチならびにその他必要な範囲の職員の参稼報酬、手当および給料は連盟が負担する。

第1項の場合連盟会長は、前項の期間内に新しく球団保有者になろうとするものをさがし、その球団保有予定者と前記選手、監督、コーチならびに必要な範囲の職員との契約および雇傭につき斡旋を行なわなければならない。

前項の斡旋が失敗した場合、連盟会長は監督、コーチならびに職員を契約解除し、選手については第105条（ウェイバーの公示）の規定を準用して、ウェイバーの対象としなければならない。

なお、選手はこの措置に服従しなければならない。

*第33条（合併）、第36条の2（連盟の保有）

第57条の2（選手の救済措置） 球団の合併、破産等もつぱら球団の事情によりその球団の支配下選手が一斉に契約を解除された場合、または前条による連盟会長の斡旋が失敗し同様の事態となった場合、もしくは斡旋が不調に終るおそれが大きい場合は、実行委員会およびオーナー会議の議決により、他の球団の支配下選手の数は前記議決で定められた期間80名以内に拡大され、契約解除された選手を可能な限り救済するものとする。

[2002. 7. 9追加]

第58条（自由契約選手） 選手契約が無条件で解除され、またはこの協約の規定により解除されたと見做された選手あるいは保留期間中球団の保有権が喪失またはこれを放棄された選手はその選手、球団、所属連盟会長のいずれかの申請にもとづいて、コミッショナーが自由契約選手として公示した後、いずれの球団とも自由に選手契約を締結することができる。

[1980. 3. 31改正]

*第54条（支払い条項違反）、第55条（試合不能）、第69条（保留されない選手）、第70条（球団の契約更新拒否）、第77条（復帰の申請期日）、第120条（ウェイバーの不請求）、年功選手に対するボーナス支給規程第3条

第59条（任意引退選手） 選手が参稼期間中または契約保留期間中、引退を希望する場合、所属球団に対し引退したい理由を記入した申請書を提出する。球団は、当該選手が提出した申請書に球団としての意見書を添付し、所属連盟会長に提出する。さらに連盟会長は、当該選手

にたいする連盟会長としての意見書を添付し、コミッショナーに提出する。その選手の引退が正当なものであるとコミッショナーが判断する場合、その選手の引退申請はこの協約の第78条(1)の復帰条件を付して受理され、コミッショナーによって任意引退選手として公示され、選手契約は解除される。

任意引退選手は、引退当時の所属球団の文書による請求により、所属連盟会長が申請し、コミッショナーが前項の公示を抹消したときには自由契約選手となる。

[1980. 3. 31、1998. 11. 18改正]

*第10章復帰手続き

第60条 (処分選手と記載名簿) 選手がこの協約、あるいは統一契約書の条項に違反し、コミッショナー、所属連盟会長、あるいは球団により、処分を受けた場合は、以下の4種類の名簿のいずれかに記載され、いかなる球団においてもプレーできない。

(1) 出場停止選手と出場停止選手名簿(サスペンデッド・リスト)

球団、あるいは所属連盟会長、またはその両者は、その球団の支配下選手にたいし、不品行、野球規則およびセントラル野球連盟、パシフィック野球連盟それぞれのアグリーメント違反を理由として、適当な金額の罰金、または適当な期間の出場停止、もしくはその双方を科すことができる。球団、あるいは所属連盟会長、またはその両者によって出場停止処分を科された選手は、所属連盟会長により出場停止選手として公示され、出場停止選手名簿に記載される。出場停止選手は、出場停止期間の終了とともに復帰するものとする。出場停止選手の参稼報酬については、1日につき参稼報酬の300分の1に相当する金額を減額することができる。

(2) 制限選手と制限選手名簿(レストリクテッド・リスト)

選手がその個人的事由によって野球活動を休止する場合、球団はその選手を制限選手とする理由を記入した申請書をコミッショナーに提出する。コミッショナーが、その選手を制限選手とすることが正当であると判断する場合、その球団の申請は受理され、コミッショナーによりこの協約の第78条(1)の復帰条件を付し制限選手として公示され、制限選手名簿に記載される。

制限選手の参稼報酬については、1日につき参稼報酬の300分の1に相当する金額を減額することができる。

(3) 資格停止選手と資格停止選手名簿(ディスクオリファイド・リスト)

この協約に別に定める場合のほか、統一契約書またはこの協約の第68条で規定する(保留の効力)に違反した選手はコミッショナーによりこの協約の第78条(1)の復帰条件を付し資格停止選手として公示され、資格停止選手名簿に記載される。

資格停止選手の参稼報酬については、1日につき参稼報酬の300分の1に相当する金額を減額する。

*第118条(選手の反対通告)、第205条(球団の補償)

(4) 失格選手と失格選手名簿(インエリジブル・リスト)

この協約の第177条に規定する行為をした選手は、コミッショナーにより永久失格選手として指名され、失格選手名簿に記載される。

この協約の第180条に規定する行為をした選手は、コミッショナーにより1年間、または無期の失格選手として指名され、失格選手名簿に記載される。

[1998. 11. 18新身分と名簿を制定]

*第10章復帰手続き、第177条（不正行為）、第180条（賭博行為）

第61条（選手契約の異義） ある球団が他球団の選手契約につき異義のある場合、その選手の支配下選手公示日より15日以内に、相手球団が同一連盟内のときは所属連盟会長へ、また相手球団が他の連盟に所属するときは、申し立て球団の所属連盟会長を経由してコミッショナーへ、異議の申し立てをすることができる。

第62条（選手の活動制限） 選手契約にかんし異議の申し立てを受理した場合、コミッショナーまたは連盟会長は、必要な範囲内でその選手の野球活動を制限することができる。もし異義が認められないときは、その選手または被害を受けた球団の申請にもとづき、連盟会長もしくはコミッショナーは、損害の填補を指示し、また事情により適当な制裁を科すことができる。損害填補額および支払方法はその都度指示される。

第63条（兼職選手） 球団はその国籍のいかんを問わず、他に常勤の義務を負うものと選手契約を締結することはできない。

第64条（年度連盟選手権中の新規契約） 球団は毎年7月1日から年度連盟選手権試合終了の翌日までの期間は、新たな選手契約の承認を得ることができない。復帰手続きを経た選手に付いても同じ扱いとする。

[1991. 12. 26、2000. 7. 17改正、2002. 10. 9追加]

第65条（違反処分） この協約に違反して締結された選手契約は無効とする。また、このような違反球団は所属連盟会長の申請にもとづきコミッショナーにより50万円の制裁金が科され、かつ、その選手とそれ以後選手契約を締結することは禁止される。

また、交渉に参加した球団役員は、善意を挙証しない限り、コミッショナーの裁決時により2年間その職務を停止される。

[1980. 2. 13改正]

第9章 保留選手

発効 1952. 12. 14

改正 1953. 1. 17、1955. 12. 14、1961. 1. 27

1962. 7. 23、1964. 1. 13、1964. 12. 16

1965. 5. 7、1968. 1. 16、1971. 10. 8

1973. 9. 14、1975. 12. 22、1991. 12. 26

1998. 11. 18、2002. 7. 9

第66条（保留の手続き） 球団は毎年11月30日以前に、所属連盟会長へその年度の支配下選手のうち次年度選手契約締結の権利を保留する選手（以下、契約保留選手という）、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手を全保留選手とし、全保留選手名簿を提出するものとする。

契約保留選手の数は70名を超えてはならない。

すでに次年度支配下選手の公示のあった選手は契約保留選手の数に含まれる。

ただし、第57条の2（選手救済措置）が適用されたときは、契約保留選手の数を80名までとする。

[1973. 9. 14、1991. 12. 26、1998. 11. 18、2002. 7. 9改正]

第67条（全保留選手名簿の公示）

（1）毎年12月1日以前に連盟会長は、提出された全保留選手名簿を点検の上、コミッショナーに送付し、コミッショナーは毎年12月2日にこれを公示する。

（2）任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手名簿に記載された選手の全保留選手名簿への記載は、連続2回とし、それ以後は、総合任意引退、総合制限、総合資格停止、総合失格選手名簿にそれぞれ自動的に移記される。ただし、移記されたあともそれらの選手にたいし保留球団は保留権を持つ。

[1991. 12. 26、1998. 11. 18改正]

第68条（保留の効力） 保留球団は、全保留選手名簿に記載される契約保留選手、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手にたいし、保留権を持つ。

全保留選手は、外国のいかなるプロフェッショナル野球組織の球団をも含め、他の球団と選手契約にかんする交渉を行ない、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、全ての野球活動をする事は禁止される。

ただし、保留球団の同意のある場合、その選手の費用負担によりその球団の合同練習に参加することができる。

失格選手は、外国のいかなるプロフェッショナル野球組織であろうとも、それに関与する仕事に就くことができない。

制限選手、資格停止選手、有期、または無期の失格選手は、この協約の第78条（1）にもとづき復帰するまではウェイバーにかけ、選手契約を無条件で解除することができない。

[1973. 9. 14、1998. 11. 18改正]

第69条（保留されない選手） 支配下選手が契約保留選手名簿に記載されないとき、その選手契約は無条件解除されたものと見做され、コミッショナーが12月2日に自由契約選手として公示する。

[1998. 11. 18改正]

*第58条（自由契約選手）

第70条（球団の契約更新拒否） 契約保留選手が、全保留選手名簿公示の年度の翌年1月10日以後この協約の第92条（参稼報酬の減額制限）に規定する参稼報酬減額制限額以上減額した参稼報酬を契約条件として選手契約の更新を申し入れ、球団がこれを拒否した場合、球団はその選手にたいする保留権を喪失し、その選手はコミッショナーに自由契約選手指名を請求することができる。

[1973. 9. 14、1975. 12. 22、1998. 11. 18改正]

*第58条（自由契約選手）

第71条（契約保留手当） 契約保留選手にたいする保留が翌年1月10日以後におよぶときは、1月10日から第74条（契約保留期間の終了）に規定する保留期間の終了、または第94条（参稼報酬調停）による参稼報酬調停申請の日まで、その選手の前年度の参稼報酬の365分の1の25パーセントを1日分として、契約保留手当が経過日数につき日割計算で1か月ごとに支払われる。

なお、選手契約が締結されたとき、既に支払われた契約保留手当を参稼報酬より差引くものとする。

[1973. 9. 14、1998. 11. 18改正]

第72条（契約保留手当の不払） 契約保留選手が保留期間中前条により毎月9日以後1か月分の保留手当を球団に請求し、請求の日から15日を経過しても支払われない場合、球団はその選手にたいする保留権を喪失し、選手はコミッショナーに自由契約選手指名の公示を請求することができる。

[1973. 9. 14、1998. 11. 18改正]

第73条（保留を侵す球団） 全保留選手が、他の球団から契約にかんする交渉を受け、または契約を締結し、そのために保留球団との公式交渉を拒否する疑いのある場合、保留球団は他の球団およびその選手を相手とし、所属連盟会長に事実の調査を文書により請求を行った上で、コミッショナーへ提訴することができる。

連盟会長は事実を調査し、これにたいする意見をコミッショナーに送付しなければならない。違反の事実が確認されたとき、コミッショナーは違反球団ならびに違反選手にたいして制裁金を科し、かつ、その球団とその選手との契約を永久に禁止し、その交渉に関係した球団の役職員にたいして、その善意を挙証しない限り適当な期間その職務を停止させる。

[1998. 11. 18改正]

第74条（契約保留期間の終了）

(1) 契約保留が全保留選手名簿公示の年度の翌々年1月9日まで継続されたとき、その選手は資格停止選手となる。

(2) 球団が契約保留選手の保留権を喪失、あるいは放棄した場合、契約保留期間は終了する。球団が保留権を放棄したときは、球団はその選手を全保留選手名簿から削除し、コミッショナーに自由契約選手指名の公示を申請するものとする。

[1973. 9. 14、1998. 11. 18改正]

*第60条(3) 資格停止選手

第10章 復帰手続き

発効 1952. 12. 14

改正 1964. 12. 16、1971. 10. 8、1975. 12. 22

1991. 12. 26、1993. 11. 4、1998. 11. 18

第75条（復帰手続き） 任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手がこの組織に復帰するには、復帰手続きによる。

[1998. 11. 18改正]

*第59条（任意引退選手）、第60条（処分選手と記載名簿）

第76条（復帰の諾否） 任意引退選手、制限選手、資格停止選手、有期または無期の失格選手が、この組織に復帰を希望する場合、引退もしくは処分当時の所属球団にたいし復帰したい理由を記入した復帰申請書の提出をもって復帰を申し出る。所属球団は、選手が提出した復帰申請書に球団としての意見書を添付し、所属連盟会長に提出する。さらに連盟会長は、所属連盟会長としての意見書を添付し、コミッショナーに提出する。その選手の復帰が正当なものであるとコミッショナーが判断する場合、その選手の復帰申請は受理される。

[1998. 11. 18改正]

第77条（復帰の申請期日） ①任意引退選手の復帰申請は、その選手が引退した年度内には受理されず、かつ引退公示の日から60日を経過しなければ受理されない。

任意引退選手が、その後自由契約選手となった場合といえども、任意引退選手の復帰にかんする規定が適用される。

本項での年度は、毎年2月1日から翌年の1月31日までとする。

②第60条の規定による有期の失格選手の復帰は期限満了の翌日から、無期限の失格選手の場合は後に期限と定められた日の翌日から、申請することができる。

[1975. 12. 22、1991. 12. 26改正]

第78条（復帰すべき球団および引退中のプレー）

(1) コミッショナーにより復帰申請が許可されるためには、任意引退選手、有期または無期の失格選手は、引退もしくは処分当時の所属球団に復帰しなければならない。

ただし、復帰を許可される任意引退選手が引退期間中、引退当時の所属球団もしくは同球団の影響下にある団体と雇用関係にあった場合は、引退当時の所属球団以外のすべての球団の承諾を得なければ引退当時の所属球団に復帰できない。承諾を求める手続きは、当該球団がコミッショナーあて事情を説明する文書を提出し、これを回覧し諾否を決定する。ただし、復帰時の参稼報酬の最低額は保証される。

(2) 任意引退選手が任意引退身分のまま、国際野球連盟（IBAF）主催の国際試合、あるいは外国のアマチュアまたはセミプロフェッショナルチームでの出場を希望する場合、その選手は引退当時の所属球団の文書による同意を取得しなければならない。そのうち、その選手は、引退当時の所属球団による出場同意書に、参加したいチーム名、そのチームの所属リーグ、所在地、出場する大会名、出場期間を記した出場申請書を添え、コミッショナーに提出し、コミッショナーが出場の諾否を決定する。

[1998. 11. 18改正]

第11章 選手数の制限

発効 1952. 12. 14

改正 1954. 12. 24、1957. 2. 12、1957. 4. 18

1958. 5. 23、1959. 4. 24、1961. 1. 27

1962. 7. 4、1962. 7. 23、1964. 1. 24
1965. 5. 7、1965. 10. 14、1968. 1. 16
(1967. 12. 11) 1968. 4. 16、1969. 4. 1
1969. 11. 19、1971. 10. 8、1973. 9. 14
1974. 11. 13、1976. 1. 27、1977. 3. 3
1980. 2. 13、1984. 3. 16、1985. 3. 13
1986. 3. 17、1987. 11. 19、1991. 7. 15
1991. 12. 26、1993. 11. 4、1995. 11. 21
1998. 11. 18、2001. 12. 2002. 7. 9
2002. 10. 9、2003. 9. 22、2006. 10. 2

第79条 (選手の制限数) 球団は、同一年度中、70名を超える選手を支配下選手とすることはできない。契約保留選手は支配下選手の数に算入する。

ただし、第57条の2(選手の救済措置)が適用されたときは、支配下選手の数を80名までとする。[1973. 9. 14、1991. 12. 26、1995. 11. 21、1998. 11. 18、2002. 7. 9改正]

*第52条(支配下選手)

第80条 (監督、コーチの制限) 球団は監督1名、コーチ10名を超える登録はできない。

第81条 (出場選手) ①球団は選手をセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合に出場させるためには所定の手続きを経た上、出場選手として所属連盟に登録しなければならない。

②出場選手として登録される選手数は常時28名以内とする。

[1974. 11. 13、1976. 1. 27、1991. 12. 26改正]

第82条 (外国人選手) 日本国籍を持たないものは外国人選手とする。

ただし、左の各号の1に該当するものはこの限りではない。

(1) 選手契約締結以前に、日本の中学校、高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校あるいは短大(専門学校を含む)に通算3年以上在学したもの。

[2003. 9. 22改正]

(2) 選手契約締結以前に、日本の大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に継続して4年以上在学あるいは在籍したもの。

[2003. 9. 22改正]

(3) 選手契約締結以前に、日本に5年以上居住し、かつ日本野球連盟に所属するチームに通算3年(シーズン)以上在籍したもの。

(4) 選手契約締結以後、日本プロフェッショナル野球組織が定めるフリーエージェント資格を取得したもの。当該選手はコミッショナー公示のあった年の次の年度連盟選手権試合シーズンからこの適用を受ける。

[注] 本号は1996年度日本選手権シリーズ試合終了後発効する。

(5) 第133条の2(新人選手との契約)の規定により自由獲得によるかまたは選択会

議を經由して選手契約を締結し、選手契約締結前に日本の中学校、高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校または短大に通算して3年以上在学していなかったもので、その在学年数と支配下選手として公示後の年数（シーズン数）の合計が5年となった後、新たな年度連盟選手権試合シーズンを迎えたもの。

第133条の2（新人選手との契約）の規定により自由獲得によるかまたは選択会議を經由して選手契約を締結し、選手契約締結前に日本の大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に継続して4年以上在学あるいは在籍していなかったもので、その在学あるいは在籍年数と支配下選手として公示後の年数（シーズン数）の合計が5年となった後、新たな年度連盟選手権試合シーズンを迎えたもの。

この条項の適用を受ける支配下選手の承認は実行委員会で行なうものとする。

[1980. 2. 13（1981年度発効）1991. 12. 26、1993. 11. 4、1995. 11. 21改正、1996. 7. 20（4）項追加、2003. 9. 22（5）項追加]

第82条の2（外国人選手数） 球団は、任意の数の外国人選手を支配下選手として保有することができる。

ただし、出場選手登録は4名以内に限られ、野手もしくは投手として同時に登録申請できるのは、それぞれ3名以内とする。

[1997. 10. 7、2001. 12. 19改正]

第83条（不適格選手） 球団は、連盟会長が野球の権威と利益を確保するため不相当と認められたものを支配下選手とすることはできない。

[1991. 7. 15改正]

第84条（出場選手の登録） 球団は選手をセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合の当初から試合に出場させるためには、同試合開始予定日の3日前までに、出場選手の登録を所属連盟へ申請しなければならない。年度同連盟選手権試合期間中に出場選手の登録を申請したときは、その公示の日から試合に出場することができる。

ただし、年度同連盟選手権試合開始予定日に、出場選手登録の申請をすることはできない。

[1974. 11. 13、1985. 3. 13、1986. 3. 17、1987. 11. 19、1991. 12. 26、1995. 11. 21改正]

第85条（出場選手の異動） 年度連盟選手権試合期間中、出場選手の登録を抹消された選手は、登録の抹消公示の日から試合に出場することが停止され、登録の抹消公示の日を含み10日を経過しなければ、再び出場選手の登録を申請することはできない。

[1974. 11. 13、1976. 1. 27、1977. 3. 3、1984. 3. 16、1986. 3. 17、1987. 11. 19、1992. 3. 5改正]

第86条（出場選手の自動抹消） オールスター試合に選抜された選手が、オールスター試合出場を辞退したとき、その選手の出場選手登録は自動的に抹消され、所属球団のオールスター試合終了直後の年度連盟選手権試合が10試合を終了する翌日まで、再び出場選手登録を申請

することはできない。オールスター試合前から出場登録を抹消されていた場合も同様の扱いとする。

[1974. 11. 13、1992. 3. 5、2002. 10. 9、2006. 10. 2改正]

第12章 参稼報酬の限界

発効 1952. 12. 14

改正 1956. 6. 7、8、1959. 3. 11、1961. 8. 21

1964. 11. 21、1964. 12. 16、1966. 2. 9

1971. 1. 13、1971. 10. 8、1973. 9. 14

1974. 2. 18、1975. 5. 2、1979. 9. 4

1980. 3. 31、1982. 11. 15、1985. 1. 25

1987. 7. 6、1991. 12. 26、1995. 11. 25

1998. 11. 18、2000. 7. 17、2000. 9. 2

第87条（参稼期間と参稼報酬） 球団は選手にたいし、稼働期間中の参稼報酬を支払う。統一契約書に表示される参稼報酬の対象となる期間は、毎年2月1日から11月30日までの10か月間とする。

参稼報酬の支払い期間、支払い方法、支払い期日は、当事者たる球団と選手との間において約定され、統一契約書に表示されなければならない。

[1991. 12. 26改正]

第88条（歩合払いと請負払い） 球団は選手にたいし参稼報酬の支払いに代えて、試合収入金の歩合、または請負による支払いあるいはこれに類する支払いを約定してはならない。

第89条（参稼報酬の最低保障） 支配下選手の参稼報酬の最低額は、年額440万円とする。

[1979. 9. 4、1982. 11. 15、1985. 1. 25（1986年度から適用）、1987. 7. 6（1988年度から適用）1991. 12. 26、2000. 7. 17改正]

第89条の2（出場選手追加参稼報酬） 球団は参稼報酬年額1500万円未満の選手がセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合に出場選手として登録された場合は、登録日数1日につき、1500万円とその選手の参稼報酬年額との差額の150分の1に相当する金額を追加参稼報酬として支払う。

追加参稼報酬は、その選手の契約した参稼報酬年額と出場選手追加参稼報酬の合計額が1500万円を超える場合は、その超過額は支払われない。

登録および登録抹消の効力は公示の日から発生する。

[1995. 11. 21、1996. 3. 12、2000. 9. 2改正]

第90条（契約譲渡金の歩合所得） 選手は、選手契約が他の球団に譲渡される場合、譲り受け球団から支払われる契約譲渡金の全部または一部を請求することはできない。

*第100条（契約譲渡金）

第91条（参稼報酬の減額） 選手がコミッショナーまたは連盟会長の制裁、あるいは統一契約書に表示された野球試合、合同練習または旅行に直接関連しない事由による傷病のため野球

活動を休止する場合、球団は野球活動休止1日につき統一契約書に約定された参稼報酬の300分の1に相当する金額を減額することができる。

ただし、疾病または傷害による野球活動の休止が引き続き40日を超えない場合はこの限りでない。

第92条（参稼報酬の減額制限）

次年度選手契約が締結される場合、選手のその年度の参稼報酬の金額から左記のパーセンテージを超えて減額されることはない。

ただし、選手の同意があればこの限りではない。

その年度の参稼報酬の金額とは統一契約書に明記された金額であって、出場選手追加参稼報酬または試合分配金を含まない。

（1）選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円を超えている場合、40パーセントまでとする。

（2）選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円以下の場合、25パーセントまでとする。

[1975. 5. 2第2項追加、1991. 12. 26、1995. 11. 21、1996. 11. 21、1998. 2. 18、2005. 12. 1改正]

*第103条（ボーナスと見做される支払い）

第93条（参稼報酬の不変更） 選手が参稼期間中、選手契約の譲渡により他の球団の支配下選手となった場合、参稼報酬額は変更されない。

第94条（参稼報酬調停） 次年度の選手契約締結のため契約保留された選手、またはその選手を契約保留した球団は、次年度の契約条件のうち、参稼報酬の金額にかんして合意に達しない場合、所属連盟会長にたいし参稼報酬調停を求める申請書を提出することができる。

[1973. 9. 14、1998. 11. 18改正]

第95条（参稼報酬調停委員会の構成） 連盟会長が前条による参稼報酬調停の申請を受理した場合、参稼報酬調停委員会を構成しなければならない。参稼報酬調停委員会は、コミッショナーおよび両連盟会長によって構成される。なおこの委員長にはコミッショナーが当たるものとする。

[1998. 11. 18改正]

第96条（参稼報酬調停の方法と時期） 参稼報酬調停委員会は、選手本人、当該球団の役職員1名からそれぞれの希望参稼報酬額およびその根拠を聴取し、調停を行う。このとき、参稼報酬年額を記入する箇所のみを空白とし、当該選手と球団が署名した統一契約書を提出しなければならない。この時点で当該選手は参稼報酬のみ未定の選手契約を締結した選手とみなされる。参稼報酬調停委員会は、所属連盟会長が調停の申請を受理した日から30日以内に調停を終結し、決定した参稼報酬額を委員長が統一契約書に記入後、所属連盟に提出することとする。

[1998. 11. 18改正]

*以下第97条、第98条、第99条、第100条は適用停止とし、欠番条文として削除。

第101条（ボーナス選手契約） 球団は、自由契約選手およびいまだかつていずれの球団とも選手契約を締結したことがない選手ならびにこの協約またはこれに附随する諸規程に別に定

められた選手に限り、ボーナス約款付き選手契約を締結することができる。

ただし、自由契約選手が、かつて所属した球団と契約を締結する場合、2年を経過しなければボーナス約款付き契約を締結することはできない。

[1980. 3. 31改正]

第102条 (ボーナスの形態) 球団が選手に支払うボーナスは一時金でなければならない。

ただし、支払い方法は当事者双方の合意による。

第103条 (ボーナスと見做される支払い) 統一契約書に表示された参稼報酬以外に、球団が選手へ支給または贈与した金銭あるいは物品等は、すべてボーナスと見做される。

ただし、実行委員会にて承認された出場選手追加参稼報酬または特殊試合の収益の選手分配金、適当な額による慶弔にかんする儀礼上の贈与、および球団の負担すべき費用はこの限りでない。

[1974. 2. 18、1975. 5. 2、1992. 3. 5改正]

*第92条(参稼報酬の減額制限)

第104条 (ボーナス条項違反) コミッショナーは、球団のボーナス条項違反を確認した場合には、球団に適当な制裁を科する。

[出場選手追加参稼報酬の取り扱い規程]

[1995. 11. 21実行委員会決定]

1. 追加参稼報酬の日数計算は、出場選手登録が有効となる日(試合出場可能日)からその登録が終了する日、または失効する前日までの日数により計算され、登録公示の日付によっては計算しない。出場選手登録の期間は当日試合の有無にかかわらず連盟選手権試合開始の日からそれぞれの球団の最終試合の日までとする。従って各球団の登録期間は同一でない。

[1996. 3. 12改正]

2. 連盟選手権試合の同率球団の優勝決定試合は、出場選手登録の対象とするが、日本選手権シリーズ試合は出場選手登録の対象としない。
3. 追加参稼報酬の支払日は、当該年度の11月末日とする。

ただし、追加参稼報酬の対象となる選手が他の球団に譲渡された場合は、当該連盟会長により公示された後10日以内に精算することとする。

第13章 選手契約の譲渡

発効 1952. 12. 14

改正 1955. 12. 14、1959. 11. 26、1960. 6. 11

1961. 6. 16、1961. 8. 21、1964. 1. 13

1964. 11. 21、1971. 10. 8、1975. 6. 28

1975. 12. 22、1979. 2. 8、1979. 9. 4

1980. 2. 13、1985. 1. 25、1998. 11. 18

第105条 (選手契約の譲渡) 球団は、その保有する選手との現存する選手契約を参稼期間中、または保留期間中に、他の球団に譲渡することができる。

選手契約が譲渡された場合、契約にかんする球団の権利義務は譲り受け球団に譲渡される。

第106条（事前の同意） 選手は、選手契約が参稼期間中または契約保留期間中に、他の球団に譲渡されることを、統一契約書において、あらかじめ同意しなければならない。

第107条（選手の貸与禁止） 球団は、他の球団に選手を貸与し、または呼戻権を留保し、あるいは条件を付して、選手契約を譲渡することはできない。

第108条（譲渡可能期間） 選手契約の譲渡が許される期間は、年度連盟選手権試合シーズン終了の翌日から翌年6月30日までとする。

ただし、この協約にもとづくウェイバーの請求による選手契約の譲渡にかんしてはこの限りでない。

第109条（譲渡の強要） ある選手が、他の球団と通謀して、自己の所属する球団にたいし、選手契約の譲渡を強要する場合、コミッショナーは、同選手にたいし50万円、また通謀した球団にたいし100万円の制裁金を科する。なお、このような選手とその球団との選手契約は、以後禁止される。

また、通謀に参加した球団役職員は、善意を挙証しない限り3年間その職務を停止される。

[1980. 2. 13改正]

第110条（譲渡公示の手続） 選手契約の譲渡が有効に成立するためには、譲り受け球団は選手契約譲渡協定書と譲り渡し球団の統一契約書を所属連盟会長に提出して、契約譲渡の承認を申請しなければならない。

前項の申請を受けた連盟会長は、その選手の譲り渡し球団の支配下選手登録抹消手続きを完了した後、譲り受け球団の支配下選手として登録し、これを公示する。

また、同選手が保留選手である場合、連盟会長はコミッショナーにたいし、その選手を保留する球団の変更の公示を申請しなければならない。

第111条（譲渡選手の野球活動） 選手契約を譲渡された選手は、所属連盟会長が、同選手を譲り受け球団の支配下選手として公示をした日から、譲り受け球団のための試合およびすべての野球活動に従事することができる。

第112条（譲渡選手の事故） 選手契約を譲渡された選手が、譲渡公示の手続き終了までに、死亡または永久競技不能者となった場合、譲渡契約は無効となり、契約譲渡金を除き、譲渡協定にかんするすべての費用は、両球団が等分に負担する。

第113条（事故の通告） 選手契約を譲渡される選手が、譲渡協定書作成の以前に重傷を負い、または重患に罹り、譲り受け球団のための試合に出場することが困難な場合、譲り渡し球団はこの旨を譲り受け球団にただちに通告しなければならない。この場合、譲り受け球団の要求により、譲渡契約を取り消すことができる。

取り消しが行なわれた場合、譲渡協定にかんするすべての費用は譲り渡し球団の負担とする。

第114条（移転費） 選手契約を譲渡された選手が転居した場合、譲り渡し球団と譲り受け球団は次の移転費を等分に負担して、譲り渡し球団より選手に支払う。

移転費は京浜地域内および阪神地域内の移転については50万円、その他の地域間の移転については100万円とし、選手が妻帯者でない場合は各その半額とする。ただし埼玉県、千葉県は京浜地域と見做す。

[1975. 6. 28、1979. 2. 8、1979. 9. 4、1985. 1. 25改正]

第115条 (ウェイバーの公示) 球団が参稼期間中その支配下選手の契約を解除しようとする場合、球団はあらかじめ所属連盟会長へ、その選手との選手契約を放棄し、その選手の保有を希望する球団に選手契約を譲り渡したい旨のウェイバー公示手続きを申請しなければならない。

連盟会長はただちにウェイバーを公示し、この旨をすべての球団と同選手に通告し、また、同選手の所属球団以外の球団にたいしては、公示の日から7日以内に同選手の契約譲渡を申し込むか否か回答を求めなければならない。

第116条 (妨害行為) ウェイバーを申請した球団は、他のいかなる球団にも、直接間接を問わず、その選手の契約譲渡の申し込みを行なわないよう勧誘してはならない。

このような勧誘または勧誘にたいする応諾は、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーにより適当な制裁が科される。

第117条 (ウェイバーの撤回) 球団は所属連盟会長へ、ウェイバー公示手続きを申請した日から3日以内に、その選手の契約を引き続き保有する旨通告し、ウェイバーの申請を撤回することができる。

第118条 (選手の反対通告) 選手がウェイバー手続きによる移籍を拒否した場合は、資格停止選手となる。

[1998. 11. 18改正]

***第60条(3) 資格停止選手**

第119条 (優先順位) ウェイバーの公示により、数個の球団から契約譲渡の申し込みがあったときは、その選手の所属する連盟の球団が他の連盟の球団に優先する。また同一連盟内においては、年度連盟選手権試合シーズン中は、申し込み猶予期間満了当日における選手権試合の勝率の逆順、また、年度連盟選手権試合シーズン中でない場合、前シーズンにおける選手権試合の勝率の逆順をもって、球団の優先順位とする。

第120条 (ウェイバーの不請求) 連盟会長からウェイバーが公示された日から7日以内に、いずれの球団からも契約譲渡の申し込みがなかった場合、コミッショナーはその選手を連盟会長の申請にもとづき自由契約選手として指名する。

この場合いずれの球団もその選手とその年度の選手契約を締結することはできない。

[1975. 12. 22改正]

***第58条(自由契約選手)**

第121条 (ウェイバー譲渡金) ウェイバーによる選手契約譲渡金は、400万円とする。

第122条 (ウェイバー選手の野球活動) ウェイバーが公示された選手は、ウェイバー公示の日から所属球団のための試合およびその他のすべての野球活動を行なうことはできない。

また、ウェイバー手続きが完了し、支配下選手の登録が公示された日から、ウェイバーによる譲り受け球団のための試合およびその他すべての野球活動を行なうことができる。

なお、ウェイバー手続きの終るまでの間、その選手はウェイバーの公示手続きを申請した球団の支配下選手として取り扱われる。

第123条 (再度のウェイバー) 他の球団からウェイバーにより選手契約を取得した球団は、

その日から60日を経過しなければ、その選手との選手契約のウェイバー公示手続きの申請は許されない。

第124条（譲渡条項の準用） この協約における選手契約譲渡にかんする各条項は、別段の定めがない限り、ウェイバーによる選手契約の譲渡にかんするそれぞれの場合に準用する。

*第100条（譲渡公示の手続き）、第112条（譲渡選手の事故）、第113条（事故の通告）第114条（移転費）

[野球協約第114条、統一契約書第24条における移転費に関する選手福祉委員会と日本プロ野球選手会との間の覚書および移籍に伴う宿泊費規程]

[トレード時の移転費に関する覚書]

選手福祉委員会及び日本プロ野球選手会は1988年7月8日、日本プロフェッショナル野球協約第114条及び統一契約書第24条の移転費につき話し合った結果、前記両条の規定は変更せず、左記の通り取り扱うことに合意した。

本合意を明確にするため選手福祉委員会委員長及び日本プロ野球選手会会長が署名、捺印し、覚書を交換する。

1. 日本プロフェッショナル野球協約第114条及び統一契約書第24条に「選手契約を譲渡された選手が転居した場合（以下略）」とあるが「選手が転居した場合」をすべて転居するものと見做し、球団は移転費として京浜地域内及び阪神地域内の移籍については50万円、その他の地域間の移籍については100万円を支払う。選手が妻帯者でない場合は各その半額とする。
2. 第1項の移転費は、以後移籍手当として取り扱う。
3. 選手契約を譲渡された選手が転居を必要とする場合、譲り受け球団は選手住居の斡旋に努力する。
4. 選手契約を譲渡された選手が新たな住居を求めるため下見をするときは、選手及び家族の旅費（新幹線・グリーンまたは航空券）を支払う。
右の場合、譲り受け球団が事前に了承したものについては、必要に応じ宿泊費を追加する。旅費は実費、宿泊費は日本野球機構が定める規程による。
5. 選手契約を譲渡された選手が転居する場合、選手及び同居家族の旅費を支払う。
右の場合、譲り受け球団が事前に了承したものについては、必要に応じ宿泊費を追加する。旅費、宿泊費の扱いは第4項と同じとする。
6. 選手契約を譲渡された選手が転居する場合、選手及び家族の家財運送費は実費を支払う。
右の選手が直ちに転居せず、後日これを行う場合は、移籍時に譲り渡し球団が指定する業者の見積りにより家財運送費相当額を支払う。
7. 本覚書の第4項乃至第6項の費用は、いずれも譲り受け球団より当該選手に支払う。
8. 本覚書各項につき、取り扱い上、解釈上疑義が生じたときは、選手福祉委員会と日本プロ野球選手会が協議し、解決するものとする。
9. 本覚書第1項乃至第7項は、1988年2月1日より実施するものとする。

以上

1989年6月2日

選手福祉委員会委員長ならびに日本プロ野球選手会会長署名捺印
[支払に関し球団間取り扱い修正] (1989. 7. 27 実行委)

1. 野球協約及び統一契約書で規定されている移転費本体は、譲り渡し球団と譲り受け球団が等分に負担して、譲り渡し球団より選手に支払う。

ただし、当該両球団の話し合いにより、負担の比率を決めることができる。

2. 選手の転居に伴う下見及び転居のための旅費・宿泊費、家財運送費はいずれも譲り受け球団が当該選手に支払う。

[移籍に伴う宿泊費規程] (1989. 4. 5 実行委)

日本野球機構は、選手の移籍に伴って必要とする当該選手及びその同居家族の宿泊費を次の通り定める。

1. 宿泊費は一泊につき1万5千円とする。

ただし、子供は半額とする。

ここでいう子供とは、小学校在学中の児童までを指す。

第14章 選抜会議

発効 1970. 6. 10

改正 1971. 10. 8

(1973. 8. 23 本章一時適用停止)

第125条 (選抜会議) 選抜会議は、毎年新人選手選択会議終了後7日ないし10日の間にコミッショナーの指定する場所と日時において開催する。この日時と場所は会議の3週間前までにすべての球団に通知される。

球団は、球団役員が選抜会議において選手を選抜し、その選手契約を取得することができる。

*第134条 (選択会議)

第126条 (選抜の対象となる選手) 選抜の対象となる選手は、選抜会議の日の球団支配下選手数の5分の1に相当する数(1未満の端数は四捨五入するものとする)のその球団が選定した選手とする。

各球団は選抜会議の当日コミッショナーに、前項の選手の氏名および資料を提出しなければならない。

*第52条 (支配下選手)

第127条 (選抜の方法) 選抜会議は、コミッショナーが指名する連盟会長が議長となる。球団は選抜の対象選手の中から1回1名順次選抜し、選抜の対象選手がなくなるか、またはすべての球団がそれ以上選抜を希望しない旨表明するまで繰り返す。

選抜の順番は次の優先順位により決定する。連盟の優先順位は毎年交代し、球団の優先順位はその年度の連盟選手権試合の勝率順位の逆順とする。優先順位をもつ連盟に属する勝率最下位の球団が第一順位、他の連盟の勝率最下位の球団が第二順位となり、以下連盟交互に第一回選抜の順番を定める。

第2回の選抜の順番は第1回選抜の逆順、第3回選抜以下は奇数回の選抜は第1回の順番に、

偶数回の選抜は第2回の順番による。

同一連盟内に同じ勝率の球団があるときは、連盟会長がその順位を決定する。

なお、初年度の連盟の優先順位は抽せんにより決定する。

第128条（選抜の拒否） 選抜の対象となる選手およびこれら選手を保有する球団は選抜を拒否してはならない。

ただし、同一年度において3名を超える選抜にたいしては、これを拒否することができる。

第129条（選抜金） 選抜により選手契約を取得した球団は、選手契約完了後その選手が所属した球団へ、次の選抜金を支払わなければならない。

第1回選抜のとき その年度の参稼報酬額に200万円を加算した額。

第2回選抜のとき その年度の参稼報酬額に100万円を加算した額。

第3回選抜以下のとき その年度の参稼報酬額と同額。

第130条（選抜の撤回） 選抜会議において選抜した球団は、その選抜を撤回することはできない。

第131条（選抜された選手の保留） 選抜により取得された選手は、第66条（保留の手続き）の規定にかかわらず取得した球団が保留する。

第132条（譲渡条項の準用） この協約における選手契約譲渡にかんする条項は別段の定めがない限り、選抜による選手契約の譲渡にかんするそれぞれの場合に準用される。

*第105条（選手契約の譲渡）、第106条（事前の同意）、第110条（譲渡公示の手続き）、第111条（譲渡選手の野球活動）、第112条（譲渡選手の事故）、第113条（事故の通告）、第114条（移転費）

第15章 新人選手の採用(2005.9.5 本章適用停止=2005年、2006年新人選択会議規約参照)

発効 1965. 7. 30

改正 1965. 10. 14、1965. 12. 22、1966. 5. 11

1966. 7. 13、1966. 12. 24、1967. 3. 14

1967. 10. 13、1968. 10. 21、1969. 4. 1

1970. 1. 27、1970. 8. 19、1971. 3. 6

1971. 8. 23、1971. 10. 8、1972. 3. 23

1972. 7. 14、1972. 8. 25、1973. 3. 8

1973. 7. 20、1973. 9. 14、1974. 9. 7

1977. 3. 3、1977. 9. 16、1978. 8. 21

1978. 9. 21、1980. 2. 13、1981. 7. 29

1982. 11. 15、1990. 9. 7、1991. 9. 4

1993. 11. 4、1994. 10. 14、2001. 9. 21

2003. 9. 22

第133条（新人選手） この協約において新人選手とは、日本の中学校、高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校、大学、全日本大学野球連盟

の理事会において加盟が認められた団体に在学し、または在学した経験をもち、いまだいずれの日本の球団とも選手契約を締結したことの無い選手をいう。日本の中学校、高等学校、大学に在学した経験をもたない場合であっても、日本国籍を有するものは新人選手とする。

[1973. 9. 14、1978. 8. 21 (11. 22発効)、1993. 11. 4、1995. 1. 24、2001. 9. 21、2003. 9. 22改正]

第133条の2 (新人選手との契約) 球団が、新人選手と選手契約を締結するためには、自由獲得によるか、選択会議で契約を希望する選手にたいする選手契約締結の交渉権を獲得しなければならない。ただし、球団は、いまだいずれの球団とも選手契約を締結したことの無い新人選手であっても、当該選手と雇用関係にあるか、過去において雇用関係にあった場合は、同選手との選手契約を締結することができない。

[2001. 9. 21改正]

※第133条の4 (自由獲得選手)

第133条の3 (日本野球連盟の選手) 日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、以下の方法により自由獲得あるいは選択する。

(1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録2年(シーズン)間はその選手と選手契約を締結しない。ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後3年(シーズン)間はその選手と選手契約を締結しない。

同連盟所属選手が大学(短大、専門学校を含む)中退選手(体育会に籍のあったもの)である場合は、この契約禁止期間を登録後2年(シーズン)とする。

(2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手1名を超えて自由獲得あるいは選択会議での選択をすることはできない。ただし、そのチームおよび日本野球連盟が自由獲得あるいは選択を承認した場合は、この限りでない。

(3) 日本野球連盟登録選手にたいする球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)の適用を受ける。ただし、同所属連盟所属チームの解散または休部による場合は、この限りではない。

(4) 日本野球連盟では、選手の登録月日にかかわらず、同連盟シーズン中の登録はすべて1シーズンと見なす。

[2001. 9. 21旧135条の4から移す]

第133条の4 (自由獲得選手) 球団は、選択会議以前に、それぞれ2名までの新人選手を自由獲得選手として選手契約を約定することができる。日本の学校に在学している選手にたいしては、選択会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限りその対象選手とすることとし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合と同様に扱う。

球団は、所属連盟会長を経由して、自由獲得選手の選手契約約定を文書でコミッショナーへ届け、コミッショナーは年度連盟選手権試合最終日の翌日からこれを受け付け、選択会議の7日前までにそのつどこれを契約締結内定選手として公示する。公示された契約締結内定選手は、いずれの球団もこれを選択会議で選択することはできない。

下記の新人選手は自由獲得選手の対象から除外する。

- (1) 日本高等学校野球連盟に所属している選手。
- (2) 日本の高等学校を卒業または中退した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。
- (3) 日本の大学、短期大学、専門学校を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、就労あるいは就学査証を取得して外国のプロフェッショナル野球組織、外国の野球学校、外国のアマチュア野球組織に所属して通算5年未満の選手。通算年数の起算は、当該選手が卒業または中退した年月日からとする。
- (4) 日本の高等学校、専門学校、短期大学、大学を卒業または中退した後、あるいは日本野球連盟所属チームを退部した後、日本、外国を問わずプロフェッショナル、アマチュアいずれの野球組織にも所属しなかった選手。
- (5) 日本の高等学校、日本高等学校野球連盟加盟に関する規定で加盟が認められている学校、専門学校、短大、大学、全日本大学野球連盟の理事会において加盟が認められた団体に途中で入学あるいは加入したもの。

[2001. 9. 21追加、2003. 9. 22(5)項を追加]

第134条 (選択会議) 選択会議は、コミッショナー、両連盟会長ならびに各球団役員各1名により構成され、コミッショナーによって毎年11月10日から11月22日までの間に招集される。ただし、全球団の同意のある場合には、規定期間外に開催することができる。コミッショナーが開催日を決定したときは、その14日前までに、全球団に通告しなければならない。

[1991. 9. 4改正]

第135条 (選択選手) 第133条にいう日本の学校に在学している選手にたいしては、選択会議開催の翌年3月卒業見込みのものに限り選択することができる。ただし、日本の大学に在学している選手については、4年間在学している場合は、前項と同様に扱う。

第135条の2 (中途退学選手) 球団は、第133条にいう日本の学校に在学した経験をもつ選手であって、選択会議開催の年の4月1日以降に退学したものを自由獲得または選択することはできない。

[2001. 9. 21改正]

第135条の3 (外国のプロ野球選手) 新人選手であって、外国のプロフェッショナル野球組織に属する選手、または過去に属したことのある選手は、毎年選択会議の7日前までにいずれかの球団が選択の対象選手とする旨をコミッショナーに文書で通知し、コミッショナーがその選手が選択できる選手であることをそのつど全球団へ通告しなければいずれの球団もその選手を選択することはできない。

[2001. 9. 21改正]

第136条 (新人選手選択可能数) 一度の選択会議で選択することができる選手の合計数は、120名から自由獲得選手の合計人数を除いた数とする。

[2001. 9. 21改正]

第137条（選択会議での選択方法） 選択は各球団が次に定める方法に従って、新人選手を選択する。既に選択されている新人選手を他の球団が重ねて選択することはできない。自由獲得選手2名と選手契約締結の内定をした球団は、第1巡目、第2巡目、第3巡目の選択から除外される。自由獲得選手1名と選手契約締結の内定をした球団は、第1巡目、第3巡目の選択から除外される。自由獲得選手と選手契約締結の内定の無かった球団は、第2巡目の選択から除外される。

第1巡目の選択に参加するすべての球団は、選択を希望する1人の選手名を所定の様式により記載してコミッショナーに同時に提出する。

記載された選手のうち一つの球団から指名された選手にたいしては、その球団の選択が決定し、二つ以上の球団から指名された選手にたいしては、指名した球団間で抽選を行い、選択する球団を決定する。

抽選により選択できなかった球団は、再度、選択を希望する選手名を所定の様式により記載し、コミッショナーに同時に提出し、記載された選手のうち1つの球団から指名された選手にたいしては、その球団の選択が決定し、2つ以上の球団から指名された選手にたいしては、指名した球団間で抽選を行い、選択する球団を決定する。これを参加するすべての球団の選択選手が決定するまで繰り返す。抽選の順番は、あらかじめ定められた全球団の順番に従う。

第2巡目、第3巡目の選択は、あらかじめ定められた全球団の順番に従い、第4巡目の選択はその逆順とし、第5巡目以降の選択は、奇数巡目はあらかじめ定められた全球団の順番に従い、偶数巡目では奇数巡目の逆順により選手を指名し、抽選は行わない。

＝図解参照のこと

[1993. 11. 4、2001. 9. 21改正]

[注] 全球団の順番は、セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟それぞれの規約に定める球団順位に基づき、第1巡目、第2巡目、第3巡目はその年度の日本シリーズに敗れた球団が所属する連盟の同年度連盟選手権試合の順位最下位球団を第1番とし、もう一方の連盟の最下位球団を第2番とする。以下、連盟交互に球団順位の逆順に従い、第12番目までの全球団の順番を決定する

[1974. 9. 7、1978. 8. 21（11. 22発効）、1980. 3. 31、1981. 7. 29、1991. 9. 4、2001. 9. 21改正]

第138条（交渉権の譲渡および放棄の禁止） 選択会議で取得した選手契約締結交渉権は、これを放棄することも、またこれを他球団へ譲渡することもできない。

[1973. 9. 14改正]

第139条（交渉権の有効期間と喪失） 球団が選択した選手と選択会議翌年の3月末日までに選手契約を締結し、支配下選手の公示をすることができなかった場合は、球団はその選手にたいする選手契約締結交渉権を喪失する。

ただし、日本野球連盟所属選手との選手契約締結交渉権は、選択会議翌年の1月末日までとする。[1993. 11. 4改正]

第140条（再選択） 選択した選手との選手契約締結交渉権を喪失した球団は、下記の場合を除き再び当該選手を選択することができない。

1. 進学その他の事由によりその選手が再び就学した場合。
2. 当該選手が文書をもって再びその球団に選択されることを承諾する場合。
3. 日本野球連盟所属チームの解散または休部によりその選手が退部した場合。
4. 選択された選手が、選択の対象となるその次の選択会議で選択されなかった場合。

[1993. 11. 4改正]

第141条（義務教育未終了者） 選択された選手が、選択会議の翌年3月義務教育修了見込みの場合は、同選手が義務教育を終了した後でなければ、選手契約の承認を所属連盟会長に求めることはできない。[1974. 9. 7改正]

第142条（契約制限） 球団と選手契約を締結した新人選手にたいしては、その選手の支配下選手公示の日から同公示のあとに行われる年度連盟選手権試合シーズン開始前日まで、他の球団が契約譲渡またはウェイバーにより、その選手契約を取得することはできない。前記の期間中その選手が自由契約選手となったときといえども同じとする。

また、選択会議において、選手契約の交渉権を取得した球団は、その選手にたいし方法のいかんを問わず、他の球団に契約を譲渡することを条件として選手契約を締結することはできない。

[1974. 9. 7追加、旧（契約条件）削除、1978. 8. 21（11. 22発効）、1980. 2. 13改正]

第16章 審判員と記録員

発効 1953. 7. 25

改正 1966. 7. 13、1971. 10. 8

第143条（審判員と記録員の選任） 連盟会長は、年度連盟選手権試合シーズン開始前、審判員、記録員ならびに統計員を選任しなければならない。記録員と統計員は併職することができる。

第144条（審判員その他の管理） 選任された審判員、記録員および統計員は、所属連盟会長の管理統制に服し、かつ、その指示に従わなければならない。

第145条（制服の制定） 連盟会長は、審判員のために制服を制定する。審判員は審判活動をするとき、その制服を端正に着用しなければならない。

第146条（公式記録） 記録員は各試合終了後24時間以内に、その試合にかんする公式記録を、連盟所定の様式により、統計員へ送付しなければならない。

第147条（公式統計） 統計員は記録員から送付された公式記録を統括し、2ヶ月ごとに、連盟所属球団のチームおよび選手全員の競技記録ならびに成績率の計算表を、すべての球団に提供する。

第148条（審判員の怠慢） 審判員が所属連盟会長から指示された試合の審判を行わず、また、所定の時間までに試合場に出場することを怠った場合、連盟会長はその裁量により制裁金を科する。

ただし、病気その他止むを得ない理由が承認されたときは、この限りでない。

第149条（審判員の忌避） 球団、監督、コーチ、選手は、審判員を忌避し、あるいはその審判を拒否することはできない。

第150条（審判の連続回数） 審判員は、同一組合せの試合については、連続8回を超えて審判することはできない。この制限は主審、塁審たるを問わず、また、試合がそのチームのホーム・ゲーム、ロード・ゲームたるを問わない。

第151条（審判員のスカウト行為） 審判員は球団のために、選手、監督またはコーチをスカウトし、あるいはこれらの選手契約またはこれに類する就職の斡旋あるいは幫助を行ってはならない。

第152条（違反行為） 前条による審判員の違反行為にたいしては、所属連盟会長が適当な制裁を科する。

第153条（審判員の転出） 審判員は球団と、選手、監督またはコーチとして契約し、あるいはその他の方法で球団と雇用関係を結ぶことはできない。

ただし、実行委員会が承認した場合は、この限りでない。

第154条（記録員、統計員に準用） 記録員および統計員については、審判員にかんする条項を準用する。関連条項にかんして疑義の生じた場合、所属連盟会長の解釈に従う。

第17章 試合

発効 1953. 7. 25

改正 1953. 6. 12、1954. 12. 24、1955. 1. 24

1955. 9. 7、1955. 11. 16、1956. 11. 28

1957. 12. 9、1958. 11. 24、1959. 11. 26

1960. 11. 26、1961. 12. 5、1964. 2. 1

1966. 7. 13、1966. 12. 24、1971. 10. 8

1976. 12. 20、1980. 2. 13、1985. 10. 18

2000. 1. 20

第155条（年度連盟選手権試合シーズン） セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合は、毎年10月10日よりその年の10月20日までの期間内に終了するものとする。

なお、その年度の最終試合日は、試合回数の決定とともに、毎年2月第2週までに実行委員会において決定される。

[1980. 3. 31改正]

*第17条（審議事項）（8）

第156条（試合日程の作成） 年度連盟選手権試合の日程の原則と大綱は、毎年2月第2週までに、実行委員会において議決されなければならない。

なお、その具体的編成は、連盟ごとに行ない、連盟会長から公示される。

*第17条（審議事項）（8）

第157条（日程の重大な変更） 球団が公表された年度連盟選手権試合の日程につき、原則と大綱に影響ある重大な変更を加えることを申し出た場合、所属連盟会長は、ただちに連盟役員会を招集し、その過半数の賛成を得た上で、実行委員会の審議を求めなければならない。

＊第17条（審議事項）（8）

第158条（ホーム・ゲームとロード・ゲーム） 年度連盟選手権試合は、同数のホーム・ゲームとロード・ゲームによって編成されることを原則とする。

第159条（ホーム・ゲームの最低数） 球団が行なう年度連盟選手権試合のホーム・ゲームの数は、60試合を最低数とする。

第160条（日程確保の措置） 球団が公表された年度連盟選手権試合日程にもとづく試合を、完全に実施し得ないおそれがある場合、所属連盟会長は、同球団へ適当な警告を発することができる。

また、この警告にもかかわらずこのような状況が緩和されないと判断した場合、同球団がホーム・ゲームとして実施する権利の一部または全部を停止し、かつ、それらの試合の実施権を相手球団に、無条件で譲渡し、あるいは委託することができる。

第161条（1日に行なう試合の相手球団） 年度連盟選手権試合において、ある球団のチームが1日に行なう試合の相手チームの数は、1球団に制限される。

ただし、所属連盟会長により、特に認められた場合に限り、1日に2球団のチームを相手として試合をすることができる。

第162条（異なる組合せ） 年度連盟選手権試合において、1日に昼夜を通じて、同一球場で、相異なる組合せの試合を行なうことはできない。

ただし、実行委員会の許可を得た場合、2個の試合までこれを行なうことができる。

＊第17条（審議事項）（8）

第163条（試合管理人） 試合の実施に際しては、ホーム・ゲームを行なうチームの球団役員が試合管理人となり、所属連盟会長の試合管理にかんするすべての職能を代行する。

第164条（安全の保障） 年度連盟選手権試合のホーム・ゲームを行なう球団は、審判員および相手チームにたいし、十分な安全を保障しなければならない。この措置を怠った球団にたいし、所属連盟会長は、50万円の制裁金を科するものとする。

[1980. 2. 13改正]

第165条（入場料の決定） 年度連盟選手権試合の入場料は、ホーム・ゲームを行なう球団がこれを決定する。また、完全な無料試合を行なうときは、あらかじめコミッショナーの承認を得なければならない。

ただし、試合収入金の1部が相手球団によって取得される場合、入場料の決定は、相手球団と協定しなければならない。

第166条（試合収益金の処分） 連盟役員会は、年度連盟選手権試合収益金の処分方法を毎年3月1日以前に議決しなければならない。ただし、いかなる場合でも、試合の勝敗による処分は禁止される。また、収益金の全額または過半額がホーム・ゲームを行なう球団により取得される原則を遵守しなければならない。

第167条（ユニホームの標識） 試合に着用するユニホームには、統制された背番号を用い、

胸章および腕章は、所属連盟会長により承認されたもの以外の文字または標識を用いてはならない。

第168条（出演） 選手、監督、コーチは、所属球団の事前の同意がなければ、映画、演劇またはラジオ、あるいはテレビジョンその他に、有償と否とを問わず、出演してはならない。

第169条（シーズン中の非公式試合） 球団は、年度連盟選手権試合シーズン中、非公式試合を行なうことはできない。ただし、コミッショナーによる指令または許可あるときはこの限りでない。

第170条（ジュニア・ペナント・レース） 年度連盟選手権試合中、球団は、試合に出場していない支配下選手ならびにコーチによってジュニア・チームを編成し、数個の球団と協定して、選手権試合を行なうことができる。

この場合、前項の協定に参加する球団は、その選手権試合の管理統制の任にあたる個人または団体を決定し、試合にかんする協定事項とともに、コミッショナーへ届け出て承認を受けなければならない。

第171条（シーズン前の非公式試合） 球団が行なう年度連盟選手権試合シーズン開始前の非公式試合は、公表された年度連盟選手権試合日程にもとづいてその球場で行なわれる最初の試合日から逆算して3日以上間隔をおかなければ、同野球場を使用することはできない。

[1985. 10. 18改正]

第172条（シーズン後の非公式試合） 球団の日本国内における非公式試合は、その年度の日本選手権シリーズ試合が終了しなければ行なうことはできない。

なお、日本選手権シリーズ試合の行なわれる都市、およびその都市の主要駅を中心とする半径100キロメートルに含まれる地域内では、その最終試合終了の日を含めて4日を経なければ、非公式試合を行なうことはできない。

ただし、コミッショナーの許可があったときはこの限りでない。

第173条（ポスト・シーズン） 球団または選手は、毎年12月1日から翌年1月31日までの期間においては、いかなる野球試合または合同練習あるいは野球指導も行なうことはできない。

ただし、コミッショナーが特に許可した場合はこの限りでない。

なお、選手が球団の命令にもとづかず自由意志によって基礎練習を行なうことを妨げない。

第174条（外来のノンプロチームとの試合） 審判員または球団のチームあるいは選手が、日本国内において、米国プロフェッショナル野球機構に所属しない外国のチームまたは同機構に所属しない外国の選手を含むチームとの試合に参加する場合には、事前に所属連盟会長を経由してコミッショナーの許可を得なければならない。団体または個人がコミッショナーの許可を得ることなく、あるいは申請が拒否されたにもかかわらず、試合に参加したときは、コミッショナーは制裁を科する。

第175条（外国旅行） 連盟または球団の役職員あるいは選手、監督、コーチが、野球に関連して、単独またはチームを編成して外国旅行をするときは、所属連盟会長を経由して、コミッショナーに届け出なければならない。届け出ることなく外国旅行を行なった者には、コミッショナーは適当な制裁を科する。[2000. 1. 20改正]

第176条（外国旅行の帰還期限） 前条による外国旅行が、所属連盟または球団の運営に支障のない場合を除き、すべての団体または個人は、年度連盟選手権試合シーズン開始日から3日前までに、連盟所在地または所属球団の専用球場のある都市に帰還しなければならない。帰還が遅延し、連盟または球団の運営に支障を生じた場合、コミッショナーはその球団に適当な制裁を科し、かつ、他の者に損害をおよぼした場合、その賠償を命じるものとする。

第18章 有害行為

発効 1953. 5. 25

改正 1971. 10. 8、1998. 11. 18、2004. 5. 24、2005. 3. 16 = 発効2005. 4. 15

第177条（不正行為） 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人が、次の不正行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を永久失格処分とし、以後、この組織内のいかなる職務につきことも禁止される。

- (1) 所属球団のチームの試合において、故意に敗れ、または敗れることを試み、あるいは勝つための最善の努力を怠る等の敗退行為をすること。
- (2) 前号の敗退行為を他の者と通謀すること。
- (3) 試合に勝つために果たした役割、または果たしたと見做される役割にたいする報酬として、他の球団の選手、監督、コーチに金品等を与えること、および金品等を与えることを申し込むこと。
- (4) 試合に勝つための役割を果たした者または果たしたと見做される者が、その役割にたいする報酬として金品等を強要し、あるいはこれを受け取ること。
- (5) 作為的に試合の勝敗を左右する行動をした審判員、または行動をしたと見做される審判員にたいし、その報酬として金品等を与えること、またはこのような申し入れをすること。
- (6) 所属球団が直接関与する試合について賭をすること。

[1998. 11. 18改正]

*第60条(4)(失格選手)

2. 前項の規定により永久失格処分を受けた者であっても処分後15年を経過した者でその間善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。

[2005. 3. 16追加]

3. 前項の規定により処分を解かれた者が、選手として復帰を希望するときは、第76条所定の手続きによらなければならない、かつ、第78条(1)の規定に従うものとする。

[2005. 3. 16追加]

第178条（審判員の不正行為） 審判員が次の行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづきコミッショナーは以後の職務を停止する。

- (1) 作為的に試合の勝敗を左右するためにした行為、または、したと見做される行為。

(2) 前号の行為の報酬として金品等を受け取ったり、または、このような報酬を強要すること。

(3) 出場する試合について賭をすること。

第179条 (報告の義務) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人は、第177条の不正行為について勧誘を受けた場合、ただちにすべての情報を所属連盟会長に報告しなければならない。

また、審判員が前条の不正行為の勧誘を受けた場合、所属連盟会長に情報を報告しなければならない。

前2項の報告を怠った場合、連盟会長は適当な制裁を科する。

[1998. 11. 18改正]

第180条 (賭博行為の禁止および暴力団員等との交際禁止) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人が、次の行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を1年間の失格処分、または無期の失格処分とする。

(1) 野球賭博常習者と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を収受または供与し、要求または申込み、約束すること。

(2) 所属球団が直接関与しない試合、または出場しない試合について賭けをすること。

(3) 暴力団、あるいは暴力団と関係が認められる団体の構成員または関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」という)と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を収受または供与し、要求または申込み、約束すること。

[1998. 11. 18、2004. 5. 24改正、追加]

2. 前項の規定により無期の失格処分を受けた者(後に期限が定められた者を除く。)であっても処分後5年を経過した者でその間において善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。

[2005. 3. 16追加]

3. 前項の規定により処分を解かれた者が、選手として復帰を希望するときは、第177条3項の規定を準用する。

[2005. 3. 16追加]

* 第60条(4)(失格選手)

第180条の2 (球団による暴力団員等の球場への入場禁止措置) 球団は、暴力団員等が当該球団の専用球場およびホームゲームを行なう地方球場(以下、本章において「球場」という)に立入ることを禁止するよう最大限努力する。

[2004. 5. 24追加]

第180条の3 (球団による球場に対する協力要請) 球団は、球場を所有または管理するものに対し、球場の役職員、あるいはその他球場の運営に関わる組織に属する個人が、第180条各号の行為をすることのないよう監督することを求めるものとする。

球団は、球場を所有しまたは管理するものに対し、前条の措置を実行するために必要な協力を求めるものとする。

[2004. 5. 24追加]

第181条（有害行為の告発） 第177条（不正行為）から第180条（賭博行為の禁止および暴力団員等との交際禁止）までの有害行為にかんし、その事実を知り、あるいはその行為が有害行為であると信じるこの組織に属する団体または個人は、所属連盟会長を経由して、コミッショナーに告発しなければならない。

第19章 利害関係の禁止

発効 1971. 10. 8

改正 2002. 7. 9

第182条（兼職の禁止） 資格職名のいかんを問わずこの組織に属する者は、2個以上の球団に役職員または監督、コーチ、選手として兼職することはできない。

第183条（他球団の株式所有） 球団、オーナー、球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していなくても、事実上支配権を有するとみなされる株主、球団の役職員および監督、コーチ、選手は直接間接を問わず他の球団の株式、または他の球団の支配権を有するとみなされる会社の株式を所有することはできない。

ただし、オーナー、球団の株式の過半数を有する株主、または過半数に達していなくても、事実上支配権を有するとみなされる株主による他の球団の間接所有については、他の球団との利害関係が客観的に認められないと実行委員会およびオーナー会議が判断した場合は、この限りでない。

また、コミッショナー事務局および両連盟の役職員は、いずれの球団の株式も所有することはできない。

[2002. 7. 9改正]

第184条（金銭貸借の禁止） 球団またはこの組織に属する個人は、この組織に属する他の団体または他の団体に属する個人と直接間接を問わず金銭貸借あるいは貸借の保証人となることは禁止される。

第185条（勤務球団の変更） 球団の役職員および監督、コーチ、選手はその勤務する球団の株式を所有し、またはその球団と金銭上の利害関係をもつことは妨げないが、選手契約の譲渡その他の事由により所属球団が変更されたときは、変更のあった日から60日以内に株式の処分または金銭上の利害関係を消滅し、その旨をコミッショナーに文書で届けなければならない。ただし、期限内に届け出られない場合は実行委員会の承認を得なければならない。

なお、監督、コーチ、選手は前項の株式譲渡または金銭上の利害関係の消滅を履行するまでは、年度連盟選手権試合および日本選手権シリーズ試合に出場することはできない。

[2002. 7. 9改正]

第186条（違反または不履行） 株式所有または金銭上の利害関係の禁止条項に違反したときは、コミッショナーにより違反事実の解消を指令され、かつ情状により適当な制裁が科され

る。

監督、コーチ、選手はコミッショナーの裁決を履行するまで、すべての野球活動が停止される。

第20章 提訴

発効 1971. 10. 8

第187条（連盟内の紛争） 球団、球団役職員、監督、コーチ、選手、連盟役職員、審判員、記録員、統計員は同じ連盟に属する球団または個人を相手として、所属連盟会長にあらゆる紛争につき裁定を求める提訴をすることができる。

第188条（その他の紛争） この組織に属する団体または個人は提訴の相手方が同じ連盟に属する球団または個人でない場合は、コミッショナーに裁定を求める提訴をすることができる。

*第9条（指令、裁定および裁決）（2）

第189条（提訴期限） 前各条による提訴の期限は別段の定めのない限り、提訴の原因が発生した日から30日以内とする。

*第36条の3（資格喪失の異議）、第61条（選手契約の異議）

第190条（提訴手続き） 提訴は、提訴をするものが署名捺印した書面に提訴の理由および要求する解決方法を記述し、その事実を証拠を挙げて証明しなければならない。

第191条（提訴の処理） コミッショナーまたは連盟会長は、前条の書面を受理したとき、提訴の相手方である団体または個人にその書面の写本を送達して、指定する期限までに答弁書およびその証拠を提出するよう指令しなければならない。

前項の答弁書の提出に際して口頭で補充陳述を行なうことは妨げない。

第192条（上訴の要求） 連盟会長の裁定に異議のある場合、当事者は裁定が当事者に通告された日から14日以内にコミッショナーに上訴することができる。

また、第187条（連盟内の紛争）につき所属連盟会長に提訴した日から10日を経て、なお採り上げられない場合にもコミッショナーに上訴することができる。

*第9条（指令、裁定および裁決）（2）

第193条（裁定の不履行） 連盟会長によって行なわれた裁定は、ただちに書面をもって当事者に通告されなければならない。

当事者が通告の日から30日以内に裁定の指示を履行しなかったときは、連盟会長は相当の制裁を科するようコミッショナーに要求することができる。

第21章 註補

発効 1953. 7. 25

改正 1953. 10. 19、1957. 3. 2、1959. 3. 12

1971. 10. 8

第194条（制裁の範囲） コミッショナーおよび連盟会長は、野球を不朽の国技とし、利益ある産業とする目的を阻害するすべての行為については、この協約に明文上の定めがない場合

であっても、これを制裁し、あるいは適当な強制措置をとることができる。

第195条（連盟会長の制裁） 連盟会長が、この協約に明文上の定めがない行為について制裁を科し、あるいは適当な強制措置をとる場合、あらかじめ連盟役員会の賛成を得なければならない。

第22章 フリーエージェント

制定 1993. 11. 4

発効 1993. 11. 2

改正 1994. 10. 14、1995. 11. 21、1997. 10. 7

1998. 11. 18、2001. 9. 21、2003. 7. 7

2004. 7. 26

第196条（FAの定義）

日本プロフェッショナル野球組織にフリーエージェント（以下FAという）制度を設ける。FAとは、同組織が定める資格条件を満たした選手のうち、いずれの球団とも選手契約を締結できる権利を有する選手をいう。

第197条（資格取得条件）

（1）選手は入団して初めて出場選手登録された後、その日数がセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の同じ年度連盟選手権試合期間中（以下シーズンという）に145日を満たし、これが9シーズンに達したときに、FAとなる資格（以下FA資格という）を取得する。

[1997. 10. 7、2001. 9. 21、2003. 7. 7

2004. 7. 26改正]

（2）出場選手登録日数が同年度中に145日に満たないシーズンがある場合は、それらのシーズンの出場選手登録日数をすべて合算し、145日に達したものを1シーズンとして計算する。

[2004. 7. 26改正]

[注] セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合におけるFA資格についての出場選手登録日数の起算日は、野球協約第84条の規定にかかわらず、それぞれの連盟の年度連盟選手権試合開始予定日とする。

第198条（コミッショナーの公示） コミッショナーは毎年、セントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合が終了した後、いずれか遅い方の終了日の2日後に、その年にFA資格を得た選手およびFA資格を継続している選手の名簿を公示する。

[注] セントラル野球連盟もしくはパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合がその年の日本選手権シリーズが終了した後、なお継続しなければならない場合は、コミッショナーが別途、公示日を決定する。また、その公示日にFA資格を取得するために必要な出場選手登録日数が不足している選手であっても、当該選手の不足日数を満たすことが出来る年度連盟選手権試合を残している場合は、それぞれの選手の不足日数を付し、FA資格取得可能選手

として名簿に記載し、当該選手がそのシーズン中に不足日数を満たしたときは、コミッショナーが追加公示する。[1995. 1. 24追加]

第199条（権利行使） その年FA資格を取得している選手（以下FA資格選手という）がFAの権利を行使するためには、本協約第201条の1号に定める期間内に行使することを表明し、手続きをとらなければならない。所定の期間内に手続きをとらない場合は、FAの権利の行使を保留したものとする。

コミッショナーは、FAの権利を行使する旨文書で申請のあった選手（以下FA宣言選手という）名をその年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間を経た翌日の午後3時にFA宣言選手として公示する。[1997. 10. 7改正]

[注] コミッショナーからFA宣言選手として公示された選手は、直前まで在籍していた球団（以下旧球団という）と選手契約を締結するか、もしくは同選手契約の締結に同意している場合を含み、すべてFAの権利の行使となる。[2000. 7. 17改正]

第200条（資格取得の反復） FA宣言選手は、その後日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団で選手として稼働して、1シーズン出場選手登録145日を満たし、これが4シーズンに達したときに、FA資格を反復して取得できるものとする。この場合において、出場選手登録日数が不足するシーズンがあるときの扱いは、本協約第197条第2号の規定に準ずる。

[1997. 10. 7、2001. 9. 21、2004. 7. 26改正]

第201条（行使の表明）

(1) FA資格選手は、その年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間以内に、在籍球団にたいしFAの権利を行使する意志を表明することができる。

[1997. 10. 7改正]

[注] FAの権利を行使する意志のないFA資格選手は、本協約第199条の規定によりその年はFAの権利の行使を保留したものとする。

(2) FAの権利を行使する意志を表明したFA資格選手は、第1号に規定する期間内に、在籍している球団代表者と連名によりコミッショナーあてその旨文書で申請しなければならない。

[注1] 本条2号の7日間のコミッショナー事務局業務日は、毎年FA資格選手名簿公示の日に各球団に通知する。[1997. 10. 7改正]

[注2] 本条2号に定めるコミッショナーあて申請文書の送付はファクシミリによる送信も受け付けるが、その原本は送信日から3日以内にコミッショナー事務局に届けなければならない。

(3) FA宣言選手は、コミッショナー公示の翌日から旧球団を含みいずれの球団とも次年度選手契約締結交渉を行うことができる。[1997. 10. 7、2000. 7. 17改正]

(4) いずれの球団も、FA宣言選手と選手契約締結に合意したときは、統一契約書の写しもしくは契約合意書を添付しその旨を遅滞なくコミッショナーに通知しなければならない。コミッショナーは通知を受け付けた場合、その都度これを公示する。[2000. 7. 1

7改正]

第202条（選手契約の条件） F A宣言選手と選手契約を締結する球団は、当該選手の参稼報酬年額を日本プロフェッショナル野球組織に所属する球団での同選手の直前シーズンの統一契約書に明記された参稼報酬年額（以下前参稼報酬年額という）を超える額とすることはできない。[2000. 7. 17改正]

ただし、球団が当該選手の前参稼報酬年額および稼働成績にかんする特別な事情をコミッショナーに文書で申請し、コミッショナーがこれを認めた場合は、本条の制限を超える参稼報酬年額で選手契約を締結することができる。[1997. 10. 7改正]

第203条（F A宣言選手の参稼報酬の減額制限） F A宣言選手が選手契約を締結する場合は、第92条（参稼報酬の減額制限）の規定にかかわらず、当該選手の前参稼報酬年額から25%を超えて減額することもさまたげない。[2000. 7. 17改正]

第204条（金銭調停の不請求） 球団およびF A宣言選手は、選手契約の締結交渉において参稼報酬額等金銭にかんする調停を求めることはできない。[2000. 7. 17改正]

第205条（球団の補償） 日本プロフェッショナル野球組織に所属する他の球団に在籍していたF A宣言選手と選手契約を締結した球団は、当該選手の旧球団にたいし金銭および選手を補償しなければならない。[2000. 7. 17改正]

(1) 金銭による補償は、当該F A宣言選手が最初のF Aの権利行使の場合は旧球団と契約した統一契約書に明記された前参稼報酬年額の80%、反復のF Aの権利行使の場合は旧球団と契約した統一契約書に明記された前参稼報酬年額の40%とする。[2000. 7. 17、2001. 9. 21、2003. 7. 7改正]

(2) 選手による補償は、当該F A宣言選手と選手契約した球団が保有する支配下選手のうち、外国人選手および同球団が任意に定めた28名を除いた選手名簿から旧球団が当該F A宣言選手1名につき各1名を選び、獲得することができる。前記の選手名簿の旧球団への提示はF A宣言選手との選手契約締結がコミッショナーから公示された日から2週間以内に行う。選手による補償が重複した場合は、当該F A宣言選手と選手契約した球団と同一連盟の球団が他の連盟の球団に優先する。また同一連盟内においては、当該年度連盟選手権試合の勝率の逆順をもって、球団の優先順位とする。[2000. 7. 17、2003. 7. 7改正]

ただし、旧球団が選手による補償を求めない場合は、前記1号の金額に50%を加算した金額の補償をもって、選手による補償にかえることができる。

補償例

- 最初のF Aに対するもの
 - 人的補償あり=旧年俸の80%
 - 人的補償なし=旧年俸の120%
- 反復のF Aに対するもの
 - 人的補償あり=旧年俸の40%
 - 人的補償なし=旧年俸の60%

(3) 前記1号、2号すべての補償は、コミッショナーから当該選手の契約締結の公示が行われた後、40日以内に完了しなければならない。ただし、金銭による補償については、旧球団の同意がある場合は、期間を延長することができる。

(4) F A宣言選手がF A宣言した年の翌々年の11月30日まで日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれの球団とも選手契約を締結せず、F A宣言した年の翌々年の12月1日以降、日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結した場合、そのF A宣言選手と契約した球団は旧球団にたいしての補償を必要としない。

[2000. 7. 17追加]

[注1] 前記2号の規定により、指名された選手はこれを拒否することはできない。拒否した場合は、同選手は資格停止選手となり、旧球団への補償は前記2号のただし書きを準用する。[1998. 11. 18改正]

[注2] F A宣言選手がF A宣言した年の翌々年の11月30日までに日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結したときは、その球団は当該F A宣言選手の旧球団にたいして前記1号および2号の補償を必要とする。[2000. 7. 17改正]

第206条 (球団の獲得選手数) 球団がF A宣言選手のうち直前シーズンまで日本プロフェッショナル野球組織に所属する他の球団に在籍していた選手と次年度の選手契約を締結できるのは2名までとする。

ただし、公示されたF A宣言選手数が21名から30名の年度は3名まで、同31名から40名の年度では4名まで、同41名以上の年度では5名まで選手契約を締結することができる。

[2000. 7. 17改正]

第207条 (F A宣言選手の稼働期間) F A宣言選手と公示された選手といえども、当該選手が旧球団とかわした統一契約書により11月30日までは旧球団および日本プロフェッショナル野球組織が指定する行事に参加する義務を負う。

第23章 構造改革の特例

制定発効 2005. 9. 5

第208条 (構造改革の特例) この組織の構造改革に関する件については、この協約の抜本的な改正が行われるまでの間は、この協約の各本条にはよらず暫定的に次の各号に定めるところによる。

1. 第15章の新人選手の採用に関しては、別に定める「2005年、2006年、新人選抜会議規約」による。ただし、当該規定の定めのないものについては、この協約本条による。
2. 育成選手制度及び研修生制度を新たに設ける。これらの選手については、この協約の各本条の規定を適用せず、別に定める「日本プロ野球育成選手に関する規約」、「日本プロ野球研修生に関する規約」による。

統一契約書様式

発効 1951. 12. 1

改正 1953. 10. 19、1955. 9. 7、1955. 11. 16

1956. 9. 10、1958. 12. 23、1959. 7. 30

1959. 11. 26、1961. 8. 21、1962. 6. 19

1964. 12. 16、1966. 1. 26、1967. 9. 11

1970. 2. 1、1971. 1. 13、1971. 10. 8

1972. 7. 14、1973. 9. 14、1975. 3. 25

1975. 6. 28、1975. 12. 22、1979. 2. 8

1979. 9. 4、1980. 2. 13、1985. 1. 25

1985. 5. 13、1991. 10. 31、1995. 1. 24

1996. 1. 16、2000. 9. 12、2005. 12. 1

[球団会社名]はプロフェッショナル球団であつて、他の友好球団と提携して……野球連盟を構成し、……野球連盟およびその構成球団とともに日本プロフェッショナル野球協約およびこれに附随する諸規程に署名調印している。これらの野球協約ないし規程の目的は球団と選手、球団と球団、連盟と連盟の関係を規律して、わが国のプロフェッショナル野球を利益ある産業とするとともに、不朽の国技とすることを契約者双方堅く信奉する。

第1条（契約当事者） [球団会社名]（以下「球団」という）と[選手名]（以下「選手」という）とを、本契約の当事者として以下の各条項を含む……年度野球選手契約を締結する。

第2条（目的） 選手がプロフェッショナル野球選手として特殊技能による稼働を球団のために行なうことを、本契約の目的として球団は契約を申し込み、選手はこの申し込みを承諾する。

第3条（参稼報酬） 球団は選手にたいし、選手の2月1日から11月30日までの間の稼働にたいする参加報酬として金……円（消費税及び地方消費税……円を含む）を次の方法で支払う。

契約が2月1日以後に締結された場合、2月1日から契約締結の前日まで1日につき前項の参稼報酬の300分の1を減額する。[1972. 7. 14改正]

第4条（野球活動） 選手は……年度の球団のトレーニング、非公式試合、年度連盟選手権試合ならびに球団が指定する試合に参稼し、年度連盟選手権試合に選手権を獲得したときは日本選手権シリーズ試合に参稼し、また選手がオールスター試合に選抜されたときはこれに参稼することを承諾する。

第5条（非公式試合の報酬） 選手が年度連盟選手権試合終了の日から本契約満了の日までの期間に球団の非公式試合に参稼するとき、球団はその試合による純利益金の40パーセントを超えない報酬を参稼全員に割り当て、選手はその分配金を受け取る。

第6条（支払の限界） 選手は実費支弁の場合を除き本契約に約定された以外の報酬をその名目のいかなを問わず球団が支払わないことを承諾する。ただし、日本プロフェッショナル野球協約において認容される場合はこの限りでない。

第7条（事故減額） 選手がコミッショナーまたは連盟会長の制裁、あるいは本契約にもとづ

く稼働に直接原因しない傷病等、自己の責に帰すべき事由によって野球活動を休止する場合、球団は野球活動休止1日につき第3条の参稼報酬の300分の1を減額することができる。ただし、傷病による休止が引き続き40日を超えない場合はこの限りでない。

第8条 (用具) 野球試合およびトレーニングに要する野球用具のうち、球団はボールを負担し、また常に2種類のユニホーム(ジャンパーを含み靴を除く)を選手に貸与する。選手はその他の必要なすべての用具を自弁する。

第9条 (費用の負担) 選手が球団のために旅行する期間、球団はその交通費、食費、宿泊料を負担する。

第10条 (治療費) 選手が本契約にもとづく稼働に直接原因する障害または病気に罹り医師の治療を必要とするとき、球団はその費用を負担する。

第11条 (傷害補償) 選手が本契約にもとづく稼働に直接原因として死亡した場合、球団は補償金5000万円を法の定める選手の相続人に支払う。

また、選手が負傷し、あるいは疾病にかかり後遺障害がある場合、6000万円を限度としてその程度に応じ補償金を選手に支払う。

身体障害の程度を14等級に区分し、その補償金額を次の通りとする。

第1級	6,000万円	第2級	5,400万円	第3級	4,800万円
第4級	4,200万円	第5級	3,600万円	第6級	3,000万円
第7級	2,520万円	第8級	2,120万円	第9級	1,640万円
第10級	1,200万円	第11級	920万円	第12級	600万円
第13級	440万円	第14級	240万円		

等級は労働基準法規則第40条「障害補償における障害の等級」に規定された等級と同じ。

[1975.3.25、1980.2.13、1985.1.25、5.13、1991.10.31、1995.1.24、1996.1.16改正]

第12条 (健康診断) 選手は野球活動を妨げ害するような肉体的、または精神的欠陥を持たないことを表明し、球団の要求があれば健康診断書を提出することを承諾する。選手が診断書の提出を拒否するとき、球団は選手の契約違反と見做し適当な処置をとることができる。

第13条 (能力の表明) 選手は野球選手として特殊の技能を所有することを表明する。本契約がこのような特殊の技能にかかわる故、本契約の故なき破棄は相手方にたいして重大な損害を与えるものであり、その損害賠償の請求に応じる義務のあることを選手と球団は承認する。

第14条 (トレーニングの怠慢) 選手が球団のトレーニングまたは非公式試合の参稼に際し、球団の指示に従わず監督の満足を得るに足るコンディションを整え得ないとき、球団の要求によりこれを調整しなければならない。この場合すべての費用を選手が負担することを承諾する。

第15条 (振興事業) 選手は野球本来の稼働のほか、球団および日本プロフェッショナル野球組織の行なう振興活動に協力することを承諾する。

第16条 (写真と出演) 球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等にかんする肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。

なおこれによって球団が金銭の利益を受けるとき、選手は適当な分配金を受けることができる。さらに選手は球団の承諾なく、公衆の面前に出演し、ラジオ、テレビジョンのプログラムに参加し、写真の撮影を認め、新聞雑誌の記事を書き、これを後援し、また商品の広告に関与しないことを承諾する。

第17条（模範行為） 選手は野球選手として勤勉誠実に稼働し、最善の健康を保持し、また日本プロフェッショナル野球協約、これに附随する諸規程ならびに球団の諸規則を遵守し、かつ個人行動とフェアプレイとスポーツマンシップとにおいて日本国民の模範たるべく努力することを誓約する。

第18条（利害関係） 選手は日本プロフェッショナル野球協約に認容される場合のほか、日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団にたいし、直接または間接に株式を持ち、あるいは金銭的利害関係を持っていないこと、また今後持たないことを誓約する。

第19条（試合参稼制限） 選手は本契約期間中、球団以外のいかなる個人または団体のためにも野球試合に参稼しないことを承諾する。

ただし、コミッショナーが許可した場合はこの限りでない。

第20条（他種のスポーツ） 選手は相撲、柔道、拳闘、レスリングその他のプロフェッショナル・スポーツと稼働について契約しないことを承諾し、また球団が同意しない限り、蹴球、籠球、ホッケー、軟式野球その他のスポーツのいかなる試合にも出場しないことを承諾する。

第21条（契約の譲渡） 選手は球団が選手契約による球団の権利義務譲渡のため、日本プロフェッショナル野球協約に従い本契約を参稼期間中および契約保留期間中、日本プロフェッショナル野球組織に属するいずれかの球団へ譲渡できることを承諾する。

第22条（報酬不変） 本契約が譲渡されたとき本契約書第3条に約定された参稼報酬は契約譲渡によって、その金額を変更されることはない。

第23条（出頭） 選手は球団から契約譲渡の通知を受けた場所が、譲り受け球団の本拠地から鉄道による最短距離が1000キロメートル以内の場合は、通知を受けた日から4日以内に譲り受け球団の事務所へ出頭することを承諾する。なおその距離が1000キロメートル以上の場合は300キロメートルを増すごとに1日が追加される。

もし選手が、その日限に出頭を怠ったときは、1日遅れるごとに第3条の参稼報酬の金額の300分の1に相当する金額の報酬を受ける権利を喪うことを承諾する。

第24条（移転費） 本契約が譲渡されたため選手が転居した場合、球団は選手にたいして次の移転費を支払う。

移転費は京浜地域内および阪神地域内の移転については50万円、その他の地域間の移転については100万円とし、選手が妻帯者でない場合は各その半額とする。ただし埼玉県、千葉県は京浜地域と見做す。

[1975. 6. 28、1979. 2. 8、1979. 9. 4、1985. 1. 25改正]

第25条（選手による契約解除） 選手は次の場合解約通知書をもって、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約による参稼報酬、その他の支払いが約定日から14日を超えて履行されない場合。
- (2) 球団が選手の所属するチームを正当な理由なく、年度連盟選手権試合に引き続き6試合

以上出場させることができなかつた場合。

第26条（球団による契約解除） 球団は次の場合所属する連盟会長の承認を得て、本契約を解除することができる。

- （1）選手が本契約の契約条項、日本プロフェッショナル野球協約、これに附随する諸規程、球団および球団の所属する連盟の諸規則に違反し、または違反したと見做された場合。
- （2）選手が球団の一員たるに十分な技術能力の発揮を故意に怠つた場合。

第27条（ウエイバー） 球団が参稼期間中、球団の都合、または選手の傷病のため本契約を解除しようとするときは、日本プロフェッショナル野球協約に規定されたウエイバーの手続きを採つた後でなければ解約することはできない。

ウエイバーの手続きは次の通りとする。

- （1）球団は所属連盟会長へ、ウエイバーの公示を請求しなければならない。
- （2）連盟会長から全球団にウエイバーが公示されたとき、これらの球団は本契約の譲渡を申し込むことができる。申し込み優先順位、ならびに契約譲渡金は日本プロフェッショナル野球協約による。
- （3）連盟会長はウエイバーが公示されたことを選手へすみやかに通告する。
- （4）選手がウエイバー手続きによる移籍を拒否した場合は、資格停止選手となる。
- （5）すべての球団が譲渡を申し込まないときは、日本プロフェッショナル野球協約に従い本契約が解除される。

第28条（解約と報酬） 本契約が解除された場合は、稼働期間中1日につき、第3条に約定された参稼報酬の金額の300分の1に相当する金額が報酬として支払われ、かつ選手の居住地までの旅費が支払われる。ただし、本契約が球団の都合、または本契約にもとづく稼働に直接原因する選手の傷病によって解約されたときは、選手は参稼報酬の全額を受け取ることができる。

第29条（協約と裁決） 球団と選手は野球選手の行動および選手と球団との関係にかんする日本プロフェッショナル野球協約およびこれに附随する諸規程を諒承し、かつこれに従うことを承諾し、さらに日本プロフェッショナル野球協約により選任されたコミッショナー、および球団所属連盟会長の指令と裁決に服することを承諾する。

第30条（紛争） 球団と選手はその間における紛争の最終処理を、コミッショナーに一任することを承諾する。また、球団と選手は、日本プロフェッショナル野球協約の規定に従い、提訴しなければならないことを承認する。

第31条（契約の更新） 球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望するときは、本契約を更新することができる。

- （1）球団は、日本プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年1月9日まで本契約を更新する権利を保留する。

次年度契約における参稼報酬の金額は、選手の同意がない限り、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は40パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントに相当する金額を超えて減額されるこ

とはない。

(2) 選手が明年1月10日以後、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は40パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントを超えて減額した次年度参稼報酬の金額で本契約の更新を申し入れ、球団がこの条件を拒否した場合、球団は本契約を更新する権利を喪失する。

[1972. 7. 14、1973. 9. 14、1975. 12. 22、1991. 10. 31、1996. 11. 21、2005. 12. 1改正]

第32条 (参稼報酬調停) 前条により契約の保留が行われ、選手と球団が次年度の契約条件のうち、参稼報酬の金額にかんして合意に達しない場合、所属連盟会長にたいし、参稼報酬にかんし、日本プロフェッショナル野球協約による調停を求めることができる。

第33条 (保留手当) 前々条による保留が明年1月10日以後におよぶときは、本契約第3条に約定された報酬の365分の1の25パーセントを1日の手当として、明年1月10日以後の経過日数につき、1か月ごとに、球団はこれを選手に支払う。[1973. 9. 14改正]

第34条 (承認) 本契約は球団の所属連盟会長の承認によって、その効力を発生する。なお球団の所属連盟会長によって本契約の承認が拒否された場合、本契約は無効となる。

第35条 (任意引退選手) 選手が参稼期間中または契約保留期間中、引退を希望する場合、所属球団にたいし引退したい理由を記入した申請書を提出する。球団は、当該選手が提出した申請書に球団としての意見書を添付し、所属連盟会長に提出する。さらに連盟会長は、当該選手にたいする連盟会長としての意見書を添付し、コミッショナーに提出する。その選手の引退が正当なものであるとコミッショナーが判断する場合、その選手の引退申請は日本プロフェッショナル野球協約の第78条(1)の復帰条件を付して受理され、コミッショナーによって任意引退選手として公示され、選手契約は解除される。

契約締結の時年 月 日.....

契約締結の所

選手の住所

署名捺印

出生の年月日年 月 日.....

球団の住所

代表者の署名捺印

.....野球連盟会長承認の時年 月 日.....

.....野球連盟会長承認番号ノ 号.....

.....野球連盟会長氏名

当選手未成年者につき下名の者が法定代理人として本契約を締結することに同意する。

親権者若しくは後見人

等法定代理人の住所

署名捺印

同上住所

署 名 捺 印